

地域と農業

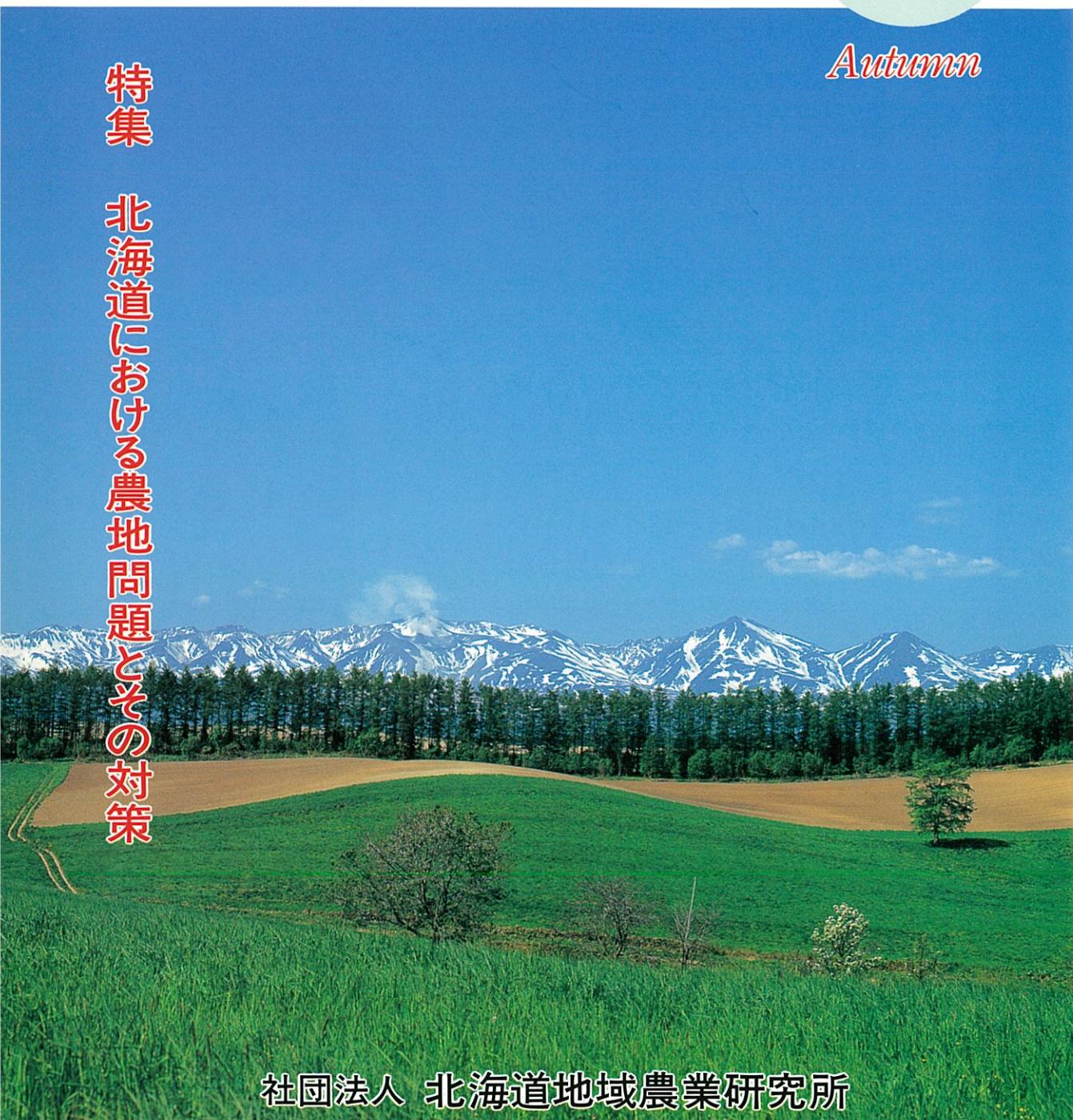
会報

第 31 号

Oct. 1998

Autumn

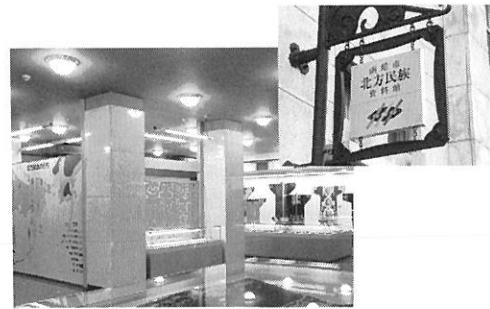
特集 北海道における農地問題とその対策



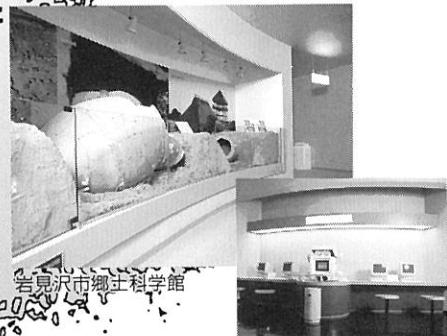
社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布湿原センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしづかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

博物館・資料館など展示施設の設計・施工
パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
映像やコンピュータ装置による観光案内施設
看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー^{gb}
GENDAI BUREAU CO., LTD.

Tel 010-60 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

表紙写真：美瑛町



提供：(株)エヌ・エス・ピー

Vol.31

——目 次——

2

み
観
察

地域農業振興計画を如何に実践するか

—計画は立てるに非ず実践することにある—

北海道地域農業研究所 研究部長 佐伯 憲司

4

特 集

北海道における農地問題とその対策

農地問題に関する政策提言

1. 農地問題に関する対策の基本方向
2. 農地問題発現の地域的相違とその対策
3. 農地問題への諸対策

北海道地域農業研究所農地問題研究会

19

Essay

「いただけない話」その3

消費生活アドバイサー 赤城 由紀

22

連載No.17

あのマチ・このムラ地域おこし活躍中

岡山県上房郡賀陽町の事例

農地流動化に資する市町村農業公社による地域農業振興

専任研究員 井上 誠司

27

解 説

耕境後退と農地保全の課題

北海道地域農業研究所農地問題研究会

33

ときの話題

「新たな麦政策大綱」と今年(一九九八年)産麦価

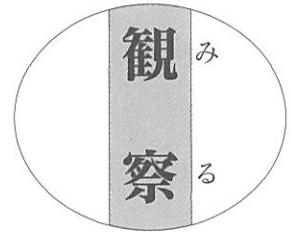
拓殖大学北海道短期大学 元教授 塩沢 照俊

39

掲示板・農政情報

40

DATA FILE・編集後記



地域農業振興計画を如何に実践するか

—計画は立てるに非ず実践することにある—

研究部長 佐伯憲司

我が国の農業も、文字どおり国際化時代を迎え、西暦二〇〇〇年には世界貿易機関（WTO）の次期農業交渉が待ち受けている。農業交渉に大きな影響力を持つ米国や欧州連合（EU）は、既に価格支持政策から所得政策への転換や、国際的に容認される農業保護に手法を変えている。このことから国（農林水産省）は価格政策の見直しを急ぎ、新農業基本法制定に向けて論議している。「食料・農業・農村基本問題調査会」にWTOの農業合意に添ったかたちで価格政策から所得政策に切り換える新たな提案をし、「同調査会」では国際的に一步遅れた対応を取り戻すべく現在検討段階に入っている。

このように国際的に激変する農業情勢を踏まえつつ、我が国、とりわけ北海道における地域の農業振興をどう計画し、その計画をどのように推進していくか、特に市

町村の農業・農政部門担当者や農協では頭を痛めている問題である。これまでに市町村及び農協で地域農業振興計画を三～五年計画で策定している内容を見ると、地域の実態を捉え、基本目標及び重点施策や実践方策を示しているが、それを各年度毎、情勢変化に対応しどう実践して行くかが大きな課題である。

新たに地域農業の振興計画を策定するに当たっては、まず既存計画の実践結果を踏まえ、実践できなかつた事項は何か、何故実践できなかつたのか原因を明らかにし、次期計画に反映すべき点は計画を修正するか、新たに計画を樹立して実践すべきである。一般的に計画の基本は「PLAN-DO-OSEE」とされるが、これは、「まず、いま抱えている課題は何か、その課題の解決方法はどうあるべきかを議論して実践計画を立て、その計画を具体

的に実践して、その実践結果を検証することである。長期計画であれば、単年度計画の実践結果を検証して、実践できなかつた点は次年度計画に反映することが基本である。生産者は何を求めているのか、その意向を十分把握して、計画を策定すべきである。計画の実践は生産者とともに携わる各関係機関が一体になつて、それぞれが持つ役割を分担して取り組みしなければ目標達成は到底困難である。「計画なくして実践なし、実践なくして検証なし」と云われているが、「これはまさに」「計画は立てることが目的でなく、実践すること」である。従つて、単なる計画倒れでは意味がない、立てた計画を如何に実践するかが重要な「力ギ」である。そのためには立てた計画を全員で汗を流して取り組まなければ所期の目的是達成できない。

それぞれの地域で取り組みしている事柄が、いまどの位置にあるか、またこの地域で今何を実施しなければならないのかを知るためにも、他地域との交流による情報の入手やその地域での実践事例等を視察研修し、当該地域に最も適した取り組みをすることである。全て自分達で考えて実践することは到底無理であり、多くの情報を取り入れ、また自分達の持っている情報も発信し、より良い地域農業の振興策を作り上げ実践していくことこそ

が望まれる「真の声」である。そのためには人、物、金、時間をお如何に合理的・効率的に、それぞれが役割を分担して実施するかにかかっている。一人一人の積極的な取り組み姿勢が、地域の力の源となり、その力の輪の広がりが、地域農業振興計画の実践につながる。即ち、それを実践するのは誰でもないそこに携わる「あなた自身の力」にほかならないことを理解して取り組み実践してほしい。

北海道における農地問題とその対策

北海道地域農業研究所は、北海道農業における最も重要な問題のひとつとして農地問題の現状把握とそれに對する政策提言を行つたため独自に農地問題研究会を組織し、五ヶ年にわたり資料分析と実態調査を重ねてきた。

報告書の構成は以下の通りである。第一部「農地流動化等の動向」では、官庁・各機関の統計蒐集を行つて、支庁レベルでの時系列分析を行つてある。第二部「地帯別の農地問題」では、各経営形態ごとに典型町村を抽出し、実態調査によつて町村毎の農地問題の発現の相違を明らかにしている。初年度は稻作地帯の調査を実施し、中規模地帯として深川市を、大規模地帯として岩見沢市を、限界地帯として士別市を取り上げた。二年度は畑作地帯とし十勝については中規模畑作専業地帯の芽室町と大規模畑作地帯の清水町を、網走については訓子府町をとりあげた。三年度は酪農地帯を取り上げ、草地型として根室の別海町と天北の豊富町を、畑地型として渡島の八雲町の調査を実施した。都合 各地帯毎に、合計九地区に及んでいる。第三部「北海道における農地問題の現段階と課題」では農地に関わる問題別の整理を行い、四年度を中心必要に応じて農業公社などの調査も行つてある。項目を列挙すると、「農地の担い手と農地移動問題」、「農地売買の動向と中間保有機能の強化」、「地価下落と農地担保金融の課題」、「耕境後退と農地保全の課題」、「農地保全

北海道地域農業研究所農地問題研究会

の組織的対応」である。

ここに掲載するのは、以上を踏まえて執筆された第四部の「農地問題に関する政策提言」の部分である。総論的に基本対策を示した上で、地域に即した対策を示すとともに、問題別の対策を列挙している。

北海道における農地問題に関する政策提言

一、農地問題に関する対策の基本方向

(一) 自作地化の限界

(二) 農地管理の強化と農地利用の計画化

(三) 居住地再編を組み込んだ総合的な農村土地利用計画

二、農地問題発現の地域的相違とその対策

(一) 高地価、借地型地域—土地利用調整問題

(二) 低地価、売買型地域—農家負債問題

(三) 中山間地域—過疎化・地域問題

三、農地問題への諸対策

(一) 農地の中間保有機能の拡充と「土地ファンド」の設立

(二) 地域連携法人の今後と農業公社の設立

(三) 農地担保金融からの脱却

(四) 農村の多面的利用の追求

一 農地問題に関する

対策の基本方向

(一) 自作地化の限界

一九八〇年代中葉まで北海道農業は耕境を拡大していた。減反による水田から畠への転換を除けば農地の集約的利用と外延的拡大がはかられ、限界地においても土地改良投資と農地造成が進んだ。しかし、その後の農地需要の急激な減退は、永らく続いた耕境拡大の流れの上にあつた地域農業を根底から揺さぶった。主な点をあげると、第一に農地の造成・改良に投下した資本の回収問題、第二に農地担保金融の破綻、そして第三に地域的な農地管理のあり方があげられる。

ところで第三にあげた点について説明を付け加えると、以前は農業委員会の行う農地移動適正化斡旋事業と集落段階での農地移動調整が結びつきながら、「近隣農家優先」「小規模農家優先」といった農地移動のルールが確立され、それが一種の規範となつて浸透していく。このようにして定着した斡旋事業と集落調整は、客観的にみて農地取得をめぐる競争を抑える役割をもち、それゆえに斡旋事業外の相対の売買が発生した時にはかなり大きなトラブルに発展したのである。

農地需要が減退し地価が下落すると、集落における農地移動調整の機能は顕著に低下した。農地の売買斡旋に際して最初に当該集落で希望者を募るというように、斡旋事業と集落の結びつきは形式的には残つているが、集落が農地売買に関与する度合は著しく弱まつた。農業者年金の受給資格の獲得等、農地処分の必要に迫られる場合の近隣扶助的な農地の引き受けは現在でも行われているが、農地市場における需給関係の

変化とともに、以前は購入していたのが借入にかわるといったように、近隣扶助的な対応も次第に後退しつつある。

斡旋事業・集落調整にかわって農地移動の主流となつたのが農地保有合理化事業である。また一部の市町村では、交換分合事業を活用しながら売買による農地移動の促進をはかつている。さらに新規参入の支援対策等によつても、離農跡地をなんとか売買につなげて処分しようといつて対応がはかられてきた。これらはいわば困難を増した農地売買の補強策と言える。農地賃借についてはいづれ売却処分につながるものと位置づけられ、暫定的な性格をぬぐえないと認識してきた。

しかし、農地価格の下落によつて資産価値が低下する下では、農地購入のメリットは生じにくい。農地売買の促進対策は、ともすれば負債見合いの高地価の設定に結びつき、購入者に負担を負わせるおそれがある。農地保有合理化事業において公社保有期間が経過した後、公社が売り渡しきれない状況も現れている。

農地の売買が困難になつたといつだけではない。「自作地化が農地保全の最大の保証」という考え方を覆す状況が現れている。確かに借入地における土地改良投資等の困難を考慮すると、農地保全の観点からは自作地であることが望ましい。しかし高齢農家の所有農地における「荒作り」のみならず、条件が良い農地の借入れをきつかけに条件が悪い自作地の耕作を放棄する対応が行われていることにも目を向ける必要がある。

このように、農地売買による自作地化という枠組みだけでは十分な農地保全対策を講じることができるない状況を迎えている。今後は、農地の貸借関係を長期化・安定化せながり、農地の保全管理をはかる対策が必要である。農地市場における需給関係が逆転するなかで、農地の地域的管理のあり方も転換を迫られているのである。

なお、借地における農地保全を重視する対策は、従来の売買による自作地化の対策と対立するものではないことを強調しておきたい。貸借関

係の安定化は小作料水準を維持することにつながる。それは小作料対比の地価水準を低下させることにつながり、農地購入を有利にする効果をもつからである。問題は自作地化だけでは農地問題への対応が十分できないという点にあり、この点で対策の基本姿勢の転換が必要である。

(一) 農地管理の強化と

農地利用の計画化

耕境後退地域では、①農地のゾーニング、②ゾーニングのための農地移動対策、③借地を含む農地保全対策が必要である。「荒し作り」や借地返還による耕作放棄などによる虫食い的な耕境後退を防止するために、農地についての地域的な管理体制を強化しなければならない。

農地需要が減退し耕作放棄が懸念される下では、農地保全のために規制緩和ならぬ規制強化が必要である。農地の利用・保全に関する基準を確立し、農地の利用状態を監視・指導する体制を確立しなければならない。それは地域レベルでの農地利用の計画化と言い換えることができる。一定の農地利用計画に沿って、誘導措置と規制措置を講じるのである。

ゾーニングはつわば保全すべき農地の防衛ラインの設定を意味するが、それにはじめず、ゾーニングを契機として農地利用の高度化をはかる積極的な姿勢でのそむべきである。具体的には、農地の集団化や機械施設の共同利用等、従来から指摘されてきた課題を追求することになるが、これらを通じた農地利用の高度化が耕境後退を防止する地域農業内部のエネルギーを高めることになる。さらに近年、府県において提唱されている「農協一農場」「地域農場」のように、農地の所有と利用を分離し、利用権の集積によって高度な土地利用を実現するという大胆な農地利用計画も検討すべきである。前述の農地貸借の長期化・安定化対策が、そのための前提条件となることは言いつまでもない。

さて、いわした農地利用計画の必要性は耕境後退の進行が懸念される地域についてのみ指摘されることはではない。農地需要が減退するもどでは、高齢農家の所有地や借地における「荒し作り」が発生しやすく、地域全体の農地の劣化が懸念される。農地の劣化が耕作放棄にまでいたる時に後退が現実化するのである。

ところで、北海道農業において直接所得補償の導入は死活問題というべき重要性をもつが、直接所得補償の導入は上記のような農地利用再編計画とリンクして検討すべきである。直接支払いの条件として、①個別農家の経営改善計画（廃業計画、拡大計画、利用再編計画）の策定と②地域の農地利用計画への参加を義務づけるような政策が必要と思われる。またこうした農地利用再編計画を進めるためには、ゾーニングによって保全の対象となつた農地の公共買収が可能となるような措置が求められる。

(三) 居住地再編を組み込んだ 総合的な農村土地利用計画

ところで、耕境後退と並行して過疎化による農村生活環境の悪化が懸念される。近年、北海道の各地で、住居を移転しながら営農を継続する、従来の飛地取得によるものとは異なるタイプの「通い作」が増加しているが、このような形で農村部の生活を回避する動きも現れているのである。住居移転の背景には、高齢化、兼業化、過疎化、教育、農村生活環境整備の遅れ、農地処分の困難、住宅の資産価値の重視などの問題が複雑に絡んでいる。これら問題群の深まりは、概して言えば限界地的性格の強い地帯でより顕著である。こうした地帯では今後、住居移転に伴つて「通り作」を行う農家の行動も考慮した農村再編計画が必要である。すなわち地域的な農地利用計画とともに居住地再編の視点を加えた総合的な農村計画が必要になると判断される。

「通い作」の背景には、モータリゼーションの発達や農業機械化などによつて「通い作」の困難が以前より軽減されたという事情がある。しかし、「通い作」の障害自体が無くなつたわけではない。都市部や大きな市街地への移転等、住居移転が遠隔化する傾向がある」とも、「通い作」の問題を増幅する原因となつてゐる。居住地再編に取り組む際には、次のような点に配慮しながら、農業者の居住形態と農地利用を調和させることが必要になる。

第一は、稻作や一般畑作について一定の距離内で「通い作」が可能だが、野菜などの集約作物部門や家畜飼養部門が切り捨てることが懸念され、これに対する対応が必要になる（たとえば市街地附近における野菜団地や畜産団地の造成など）。

第二に、農村部市街地の衰退が進み、これが遠隔地への住居移転志向を強めている。拠点的な農村市街地の再開発による定住条件の整備が重要な課題となる。

散居制村落の持つ北海道では、「耕境」と共に、いわば「住境」が変動する。「耕境」と「住境」の後退を止めるのか、これは散居制を維持するのか、それとも集居制に再編するのかと言つ、抜本的な問題を含む問い合わせであるが、それに対する回答が迫られている。

一 農地問題発現の 地域的相違とその対策

現段階の北海道の農地問題を考える際、都市近郊地帯を除いて、その発現の仕方において大きく三つの地域を想定することができ、それを一括して対策を考えるのは難しげ。されば、(一)高地帯・借地型地域、(二)低地帯・売買型地域、(三)中山間地域である。これらの区分は、土

地・地形・交通などの立地条件、インフラ投資などに現れる地域農業の形成条件に強く規定されており、つまり述べるように一定の領域を示すことができる。しかし、それは代表性においてあって、各町村に踏み込めばそうした類型は町村内における地区差としてほぼ全ての町村に認められる。したがつて、その対策のあり方も重点対策と地区対策のかたで細やかに行う必要がある。

(一) 高地帯・借地型地域― 土地利用調整問題

この地域は、平場の中核農業地域内の旧開地域を指している。農業展開においては経営形態によつて異なるとはいえ、戦前期の開拓をベースとしており、一九八〇年代中期（地価下落が始まる前）までは農家の經營規模も等質的であり、いわゆる中規模地帯をなしていた。地域的には、稻作地帯では石狩川中流域（北空知）を、畑作地帯では十勝平野の中心部（小豆適地帯）、網走では常呂川流域を代表とすることができる。

ここで農地移動の特徴は、個々の農家の蓄積力が高く、離農が少なくて農地市場は競争的であり、結果として集落による移動調整が強く働いた点である。したがつて、集落代表の農業委員会を基盤として農業委員会の農地移動適正化幹旋事業がもつとも機能的に働いたことが可能である。また、営農集団の展開や数戸による機械の共同所有・利用などもみられ、そうした農家の結束力をベースとしたハイレベルの農協の運営体制の確立もこの地域の大きな特徴をなしていただといえる。

しかしながら、一九八〇年代後半以降、特に一九九〇年代に入ると様相は一変している。第一に、比較的等質であった農家の階層構成が後継者無し層から崩れはじめ、その放出農地が主に賃貸借の形態で規模拡大農家に集積されるようになった点である。この地域の農家負債の水準は低く、しかも出し手農家は後継者がおりず投資を抑制していたため、離

農の際の農協への負債整理のための農地処分を必要とせず、年金取得を契機に賃貸借による第三者委譲の道を選択したのである。また、この地域はもともと高地価であり、他の地域と比較すると相対的高地価状況は緩和されておらず、受け手にとっても借地による拡大が当面の規模拡大には都合がよかつたといえる。この結果、所有権移転を含め一定のまとまつた農家群が水田地帯では一九七〇年代の五畝規模が一〇～一五畝にまで、畑作地帯では一〇畝規模から一五～二五畝にまで急速な規模拡大をみせており、しかもその多くが自小作形態をとっている。ただし、この間進行した野菜・花卉などの集約部門を有する複合経営農家も存在しており、農家の経営展開は複線的な構造を有していることもひとつの特徴となっている。

第二に、もともと中規模地帯の農地移動は高地価と競争の激しさから分散的であったが、下層農家の底上げ化（規模の平準化）と隣接地優先（団地化）が「原理」として働いていたために極端な飛び地の発生は抑制されていた。しかしながら、農地移動が賃貸借を主流としたものになると、売買における調整機能は働かず個別相対的な移動がむしろ一般的となり、農地分散がかなり目付くようになっている。

以上のした中で、この地域の農地問題にかかる課題を整理すると以下の二点を指摘することができる。

第一は、従来の集落を基礎とした農業委員会による農地移動の調整機能が後退している点である。売買に関しては集合事業を含む農地保有合理化事業が浸透をみせており、農地の購入需要も一定あることから次の地域にみられるような強引な流動化対策としての運用はあまりみられない。ただし、集落再編が行われた場合には広域調整による分散化問題が目に付くようになってしまっている。問題は借地に関する移動調整機能の欠落である。以前においては、賃貸借は売買の過渡的現象として認識されており、暫定貸付としての自由度の高さはあつてもいざれ売買時に調整の対

象とされるものとして若々せられていた。しかしながら、年金受給による長期貸付が大量に発生するにおよんで、従来の暫定性を前提とした相対取引の默認が一般化してしまうことになる。売買移動が主流であれば買手側の調整のみが問題となるが、多数の小規模貸付者をも含む調整機構の再構築がこの地域の農地問題の最大の課題であるといえる。

具体的には、地権者を組織化して貸し地をプールして貸出を行うシステムの構築が必要であろう。既存の制度を利用するすれば、農協を合理的法人として既存の借地権をプールして、団地化ルールにもとづいて借地人を選定する方式である。農業委員会は農業者年金受給の認定を行つのであるから、一般的に借地関係が発生する第三者移譲時に適正借地料を査定する機能をもたせ、その価格水準で合理化法人への調整に乗る場合に利用権集積の促進にかかる助成処置をとつて誘導化を図ることが望ましい。地権者は相続により町村外在住者となる可能性が高いので、その連絡調整体制を準備しておくことも大きな課題である。ここでは、借地関係の一定の永続化が前提とされる。従来の売買における合理化事業をからめた農業委員会の斡旋機能の強化とあわせ、分散化を阻止することが必要である。この地域の場合、農業委員会と農協との利害関係には大きな相違がないと考えられるので、その綿密な連係プレイが求められるのである。

第一には、上層農家の自小作化による融資制度の見直し問題が発生している。現状においても、これら農家の借地率は三分の一を超える水準にあるため、従来の農地担保金融は部分修正を迫られることになる。農協の営農指導・経営指導体制の強化を前提として若手を中心とした担い手対策的な新たな資金供給が必要であろう。かつてのマル寒資金などが参考となる。

第三は担い手育成対策である。つぎの低地価・売買型地域も同様であるが、この地域においては農地問題そのものであり、地域農業振興対策そのものが問題の要である。そのなかにおいても、担い手は



▲東川町農村風景

従来の等質的農家群から分化を示しており、自小作型展開による専作型の経営と中規模を維持した野菜・花卉複合型の経営に大別される。後者からは集約部門の専門化をめざす動きも現れているが、歴史的経緯からいつても複合経営は依然としてひとつの方針を示し続けると考えられる。おそらく、この地域の組織化の方向は協業型の組織化、すなわち農協インテグレーションや外部委託型ではなく、内発的・集団的対応による相互支援体制であると考えられる。したがって、支援方式も農業者の自主的な取り組みを助長あるいは補完する後方支援が求められるのである。

(二) 低地価・売買型地域 —農家負債問題

この地域は、平場の中核農業地域内の新開地域を指している。農業開発は戦後開拓を多く含み、その分高度経済成長期の開発投資が集中的に行われた地域である。土地改良投資をベースとしながら、その基盤の上に大型機械化・大型施設化が進展し、北海道内においても屈指の「構造政策の優等生」を生み出している大規模地帯である。ただし、原生的生産力において高地価地域に劣り、急速な規模拡大とかかわる投資回収問題を常に引きずってきた地帯である。また、外周部に次の中間地域と共通する条件不利地区を多く抱える。地域的には、石狩川下流域、十勝周辺畑作地帯、網走の斜網地区、根釧・天北の草地型酪農地帯が代表と目される。

農地市場の特徴は、耕地の外延的拡大（開田、湿地改良、層厚調整、草地造成）を伴いつつ、なおかつ大量の離農を析出しながら売買による規模拡大が図られてきたことである。戦後開拓地帯に典型的にみられた農地移動イコール負債移動という極端な形態も存在し、弱者を残さない厳しさを経験している。専作型の規模拡大が支配的であり、機械導入期に政策的に追求された共同利用組織も残らず、個別完結型の機械化・施

設化がほぼ完成している（畑作地帯の小麦の農協インテグレーションをのぞく）。ただし、酪農を除きその機械化体系は中規模農家のそれと連続的である。

一九八〇年代前半には高地価のもとで中規模層において生き残りをかけた規模拡大が進行するが、一九八〇年代中期から始まる支持価格政策の低下と生産調整（畑作、酪農は初頭から）、さらには同時に進行する農協の債権回収と「貸し渋り」によって倒産型の離農が一気に噴出する。しかし、地価は農協による「負債見合い価格」の強制によって下落率が緩和される。この時期の農地取得のひとつ特徴は、中規模層が外周部の離農多発地帯へ遠距離通い作のかたちで農地取得を行つた点である。これによつて、すでに始まつていた周辺部での土地余り現象は調整されたが、土地利用面では交換分合事業に乗り得ない耕地分散が発生したのである。

その後、農地移動は停滞局面に陥るが、一九九〇年代に入ると上層農家によるさらなる規模拡大が始まる。一部には借地的展開もみられるが、基本は売買であり、有力農家の場合には買ったときの実態もみられるが、負債処分による移動の際には農協による負債移転型の売買ケースも多くみられる。また、オーバーローンの激しい場合には農協の一部債権放棄を伴わざるを得ない場合もあり、売買が凍結されるケースも見受けられる。

こうしたなかで、買い手農家の取得農地に対する評価と選別がきびしくなり、特に条件の悪い農地では売れ残り現象が現れている。現状においては、耕作放棄地の発生には至っていないものの、将来的な懸念は大きい。

この地域は、二つの区分のなかで最もその範囲が大きいと考えられるので、その対策はきわめて大きな位置を占めていると考えられる。課題の第一にあげなければならないのが、負債対策である。一九八五年前後の農協による負債整理（離農処理）と経営管理の強化は一定の規参入事業とからめた倒産農家対策も売却を前提としたものであり、見



▲東川町アスパラ畠

通しは立っていない。こうした「負債地帯」対策は地元の対策のレベルでは解決不可能であり、追加的土改投資の必要を考えれば、農地の国家買収の道以外は考えられない。

水田地帯で具体案を考えると、土改改良型の国営大規模農場育成パイロット事業とし、事業期間は五〇年間で情勢に応じてモーターリングを行なながら継続的・彈力的な追加投資を実施する。農地は農地開発事業の未墾地先行取得手法を援用して北海道農業開発公社が買収する。過去の土改改良負担は全額免除。受益面積は石狩川下流域の円滑化事業実施区域を中心とする。ブロックローテーション方式による田畠大型複合経営で、一万円の業務用米供給をめざす。既存農家による自己完結型の農場経営とし、カントリー方式の貯蔵・物流体制をとる。農場からは農場使用料積立金を徴収し、五〇年後にそれをもつて払い下げを行なう。

また、農家の負債問題が農協経営に直結していることを考えれば、進めざるを得ない農協合併時に債権償却補助金のかたちで救済することを新規参入対策を含めて考える必要がある。

ここにおいても、公正な立場における農地評価のシステムを構築する必要があるのであり、農業委員会の役割は依然大きいといえども、

第一は、調整なき規模拡大によって発生した農地分散の是正問題である（ただし、遠距離通い作については別の対策が必要である）。

これに関しては事例に示した具体例が参考になる。集合事業や農地集団化事業（交換分合）によるもので「集合的調整」手法と呼ぶことにしよう。

交換分合事業は、その本来の目的は零細分散錯雑の是正にあるが、北海道においては離農地をフアンドとして規模拡大に結び付け、しかも一定の団地化を図るものとして「運用」されてきた。しかも、出し手にしつとも、現状で五千万田までの税控除が認められるというマスクシットがある（土幌町農協のケースは農地保有合理化法人型の交換分合として参

考になる）。他方、集合事業の本来の目的は交換分合と同様、所有耕地の回地化にあるが、実際の運用面ではむしろ五年間という期間を設けることで、計画的に流動化の掘り起しへを行い、出し手・受け手の調整を行つことに眼目があつた。

両者はともに、一つのエリアを設けて、そこでの農地の売買調整を行つという機能を有するが、従来は賃貸借に関する等閑にふされるといふ難点を有していた。これは事業そのものの問題と言つよりも、賃貸へ移行する高齢農家の意志に基づくところが大きかった。しかし、後継者不在農家が大量に存在し、貸し手側が今後の売却可能性に不安を抱いたこと、あるいは賃貸が長期化して相続問題に直面することなどを背景として、「集合的調整」事業に賃貸農地の処分を含めて「集合的調整」を実施するケースが増えていく。つまり、分散是正の効果を最大限に高める取り組みが可能になつてきた。

今後の課題としては、両事業への選択が農業委員会事務局の裁量によつて行われている問題、特に交換分合事業の実施についてはかなりのキャリアが必要であるため、弱体な事務局体制では不可能であるという問題がある。合理化事業そのものについてもそうであるが、地元の農業委員会・農場・農協が連携体制を作り上げることが基本であるが、それに対する北海道や農業開発公社、農業会議のバックアップ体制の構築が必要になつてしまつ。

第三は、担い手育成問題である。ここでも農地問題はやはり農業問題そのものであり、農業振興第一般を展開する余裕はない。基本方向のみを記すこととする。この地域の農家の志向は歴史的にみて個別完結型である。組織化の方向は外部からの支援システム化（農協インテグレーション）、コントラクタ、派遣組織）をとると思われる。

ここで特に強調しなければならないのは負債農家の再建対策である。負債累積のなかには前向きの投資がタイミングやその他の事情で破綻を來しているケースも多く、負債農家には後継者が確保されている場合も

多い。したがって、負債対策は担い手対策としての側面を強く有している。これに対する即効策はなく、再建計画の樹立と実効という地道な営農指導体制の充実を指摘するしかない。

第四は、ゾーニングの問題である。すでに述べたように、この地域は外周部に条件不利地域をかかえており、経営形態が同一であればそこでの経営状況は一般的によくない。しかも、開発過程では最終開発地を多く含んでいる。担い手不足が深刻化すれば、経済原則からいつても耕境後退が始まる地区である。後継者確保率も低く、すでに述べたように長距離通り作によつて農地の需給バランスがとられた地区もある。したがつて、より優等地での農地取得が可能となれば、売却なし利用の空洞化が進行するという可能性を多分に有している（ただし、水田の場合には転作用地としての確保という別の要因がある）。したがつて、倒産離農の際の農協の資産保全上からの売却困難の他に、担い手農家の資産固定化という問題も有している点は見過ごせない。負債移動としての強制的な売買が許せないが、農地処分の滞留は農協経営問題に波及するし、担い手農家の拡大ファンドを圧縮することにもつながる。

したがつて、今後の地域農業の展開を見据えた上で、利用農地と保全農地の線引きを行い、保全農地については産業政策から切り離す大胆な転換が必要である。ただし、経営形態を異にする（たとえば酪農経営、更別の例では大根農家）農家の住居移転を伴つ団地農場的取得なども配慮されなければならない。保全農地の受け皿については、次節で取り上げる。

（三）中山間地域—過疎化・地域問題

この地域は北海道農業の中核である平場農業地帯とは対照的に、非專業的な農業地域である。したがつて、歴史的には就業構造は沿岸部の零細出稼ぎ（北洋・都市建設）、国有林業・鉱山等の兼業に依拠したもの

であり、その崩壊とともに農業振興が後発的におこなわれた地域である。大規模開発の事業採択基準をみたせず、近代化農政下の政策後進地であり、土地基盤・社会インフラの整備も遅れている。このため、経営転換も遅れ、農業経営の確立度も低い。地域的には日本海沿岸部（いわゆる道南地域）、上川北部・網走斜綱の中山間部などが典型である。

農家構成は、後発的な農地開発政策による一握りの大規模層と多数の零細兼業層という下層に偏った二極的なものであり、過疎化・高齢化の進展と山陰型の借地形態が顕著にみられる。担い手は決定的に不足している。農協の事業基盤は弱く主導性を失いており、役場主体の農業振興が一般的である。

土地利用は畑作を欠落させた水田（転作）プラス牧草地であり、点在酪農が地域の農地保全に重要な役割を担つている。ただし、酪農経営の内実は専業・集団的酪農地帯と比較すると脆弱であり、転作奨励金に依拠する下駄履き経営も多い。

すでに、沢地帯での村落崩壊、耕作放棄地の実質的拡大がみられる。中山間酪農が崩壊すれば、この地域から一気に耕作放棄地が大量発生する可能性が高い。

こうした危機感から各地で一村一品運動などを契機に村おこしが行われているが成功例は少ない。このように、中山間地域は平場中核地帯とはその農業構造を異にしているのであり、全体としては産業政策的接近を阻んでいるといえよう。したがつて、その対策は過疎・地域問題として課題設定されなければならない。

第一には、前節で詳しく述べたように、地域の土地利用計画の策定を急がなければならぬ。この点は、すでに述べた低地価・売買型地域よりも深刻で、緊急性を有している。すでに虫食い的に農地利用の空洞化が進行しているため、線引きによる優良農地の保全が必要となっている。

第二には、地域内の農業振興地域における担い手対策の必要である。農業振興としては高冷地型の野菜産地形成の道があるが、担い手の高齢

化によりそれは軽作業型・小規模経営を前提とするため、パート派遣やコンテナ集荷などのきめ細かな支援が必要である。また、土地利用型農業部門に対する経営受託的なシステムも不可欠である（厚沢部の事例、あるいは下川の事例を参照、「北海道農業の中山間問題2・3」北海道地域農業研究所、一九九七・九八年）。農業公社あるいは農協直営型の組織化である。あわせて、点在酪農に対する広域的な支援体制も必要である。

第三には、農業振興地域以外の農地の多目的利用への転換である。町内外の体験農場、グリーンツーリズム路線の推進、定年帰農を含む非産業的な農地利用の促進などが考えられる。

三 農地問題への諸対策

(一) 農地の中間保有機能の拡充と「土地ファンド」の設立

北海道における農地保有合理化事業の特徴は、まさに売買市場における中間保有機能にあった。二～五年を期限として、当初は使用貸借形態、のちには賃貸借に移行しつつ、実質的には農地取得資金の元金（使用貸借にあっては利息も）の償還据え置き期間を延長する事によって、融資残高としての農家の「頭金」づくりを保証することで売買の促進を図るものであった。集合事業（集合的利用権設定）においては、地元関係機関の体制が整っていた場合には、期間を定めた離農＝農地流動化計画を策定して組織的な農地流動化を押し進めた点において評価されている。このことは、一部のケースにおいて農協の債権保全策（「負債見合い価格」）に貢献した側面を有するとはいえる、一般的には買い手農家にも支



▲美瑛町馬鈴薯畑

持されていた。

しかしながら、「高地価・借地型」地域を除き、「低地価・売買型」地域の一部や中山間地域においては、公社による中間保有機能は後退を余儀なくされている。一般的に問題点として指摘されてきたのは、購入時価格に対し売り渡し時点での市場価格が下落し、従来の農協が保証に立った「ひも付き売買」に齟齬が生じた点である。この問題は、制度の前提（「土地神話」）を覆すものであったが、部分的には一定水準の枠内での売り渡し時点での「時価売渡し」制度も実施されるようになった。

しかしながら、以上の制度の弾力的運用においても「売却」を前提としているのであり、問題は公社側からいえば「固定化」する農地の購入問題である。簡単にいえば、売り手があつて買い手のない農地を誰が購入するかといつて問題であり、先に述べた低地価中山間地域においては公社の「中間」保有は不可能となつてるのである。

公社の中間保有機能に関しては、その役割が依然として重要であることはいまでもない。買い受け資金に対する利子補給が制度的な役割であるから、貸付期間の長期化や地価下落のリスク負担が可能であるような補助金枠の拡大や借入資金のコスト低減などの制度内の改善が必要である。

しかしながら、実際には担い手の不在や現下の農産物価格水準にあっては経営的に成立しない農地、非産業的農地が出現している。こうした買い手を前提としない購入は、国・公的所有を意味する。ソーニングによる非産業的農地保全地区の設定に際しては強力な政策的バックアップが必要であり、ソーニングを実効的にするには、何らかの国・公有化が必要である。

北海道の農地開発そのものは、前史を別とすれば国有未墾地処分を基礎としているが、開発過程において一度の民有地購入が行われている。第一は一九一六年からの第一期拓殖計画（内務省直轄事業）による民有未開地開発事業のためのファンダとして、第二は農地改革と平行して進

められた戦後開拓入植のファンダとしてある。これらは、ともに政策的入植地の確保のためであるとはいって、自作農創設・農地改革とは異なり、土地所有者に対する一方的な買い上げである。前者は一〇〇・九七六糎、後者は一九一・三九四糎にのぼる。戦後の新酪まで含めた農地開発事業がこれに加わる。以上の、国土計画的視点にたつ歴史を踏まえると、農業後退期における國土保全のための非産業的農地（一部転用地）の国・公有化は、内国植民地としての性格をひきする北海道においては必然的なものと考えられる。「土地ファンダ」化を政策課題としての土壤は存在する。

「土地ファンダ」化は不買農地（非産業農地）を国・公有化して、保全対策を実施することである。一部の売れ残り農地の存在は、農家に「売り逃げ」思想を蔓延させ、担い手不足を加速化させる重大な影響をもたらしている。「土地ファンダ」による一定価格での無制限買付処置を実施すれば、かつての米穀法下の米政府買い上げ宣言による米価安定策と同様、農家「マインド」に影響を与えて、実際の買い上げ希望面積はさほど大きくなりないことが予想される。

仮に一九九五年の農家経営耕地一、〇一三千糎の一〇%、一〇万糎を国・公有化すると考えると、一〇ヶ当たり一〇万円（第等地の畠価格）の単価で一、〇〇〇億円の購入費が必要である。過去の経験からすると地方債による資金調達であるが、国債発行もありえない。これは対象エリアを北海道に限定するかどうかともかかわる。旧社会主義圏では、ロシアの「土地再配分ファンダ」やボーランドの「國家土地ファンダ」などがある。いずれにしても、こうした思い切った対策が無い限り、問題の展望はない。

土地の運用形態としては、「土地ファンダ」とは別に、実態に即して対応が可能な管理組織を設立すべきであり、農業開発公社の関与は当然であるが、最も現実的なのは町村の枠組みであろう。農業委員会機能を拡充するかたちで、「土地ファンダ」の運用をはかる体制作りが必要である。

あります。

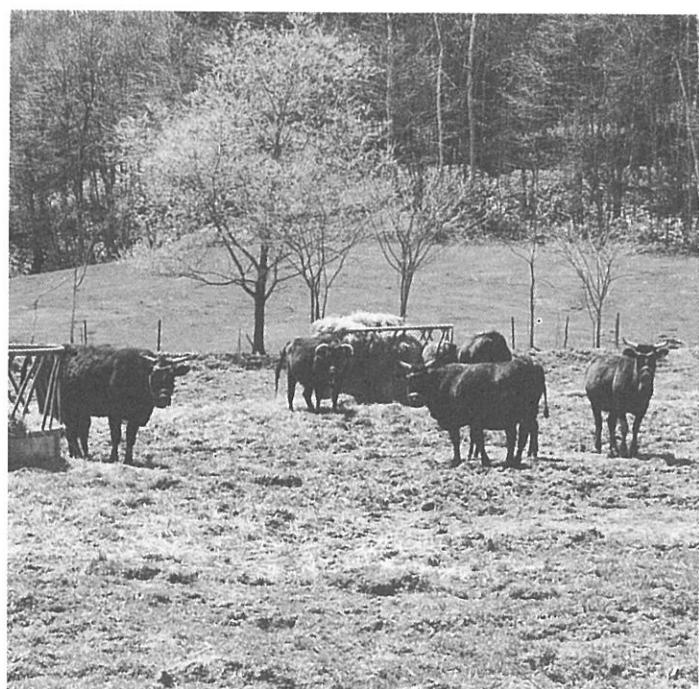
農用地利用促進事業や農地保有合理化事業などの新たな政策の導入により、農地政策の実務組織が従来の農業会議・農業委員会系統から分散化し、業務内容の複雑化にもかかわらず実質的担い手である農業委員会事務局の体制の充実が等閑視される傾向が強い（地方行革もあり）。借地関係の調整に当たっては農協（合理化法人として）の関与も重要であるが、地域としての農地管理の一元化（かつていわれた農地銀行などの）の試みが益々必要であろう。また、つぎに述べるよつに、担い手の空洞化が深刻な地域においては、以上の管理組織とも連携した農業公社などの設立も不可分である。

(二) 地域連携法人の今後と 農業公社の設立

低地帯・売買型地域内の限界地や中山間地域においては、すでに担い手の空洞化が進み、地域のゾーニングと域内「優良農地」の保全をはかるための組織化が必須となつてゐる。

その場合、特定農業法人制度を北海道独自に位置づけた地域連携法人の設立の意義は大きいが、それが条件不利地域であるだけに法人の借地や作業受託における採算性の確保は難しい。なぜなら、法人に新たに集積される農地は、初期段階こそ比較的条件の良いところが多くを占めるであろうが、じつした農地には限りがあるので、徐々に劣等地のウエイトが高まつてくることになるからである。それに加え、農業情勢の悪化がさらに進行するようになれば、集積した農地がより限界地に近いところへ転落することも考えられよう。つまり、今後とも必要とされる農地を保全するにあたつては、採算性を考慮する農業生産法人などの私的部門だけでは限界があるようと思われる。

条件不利地域対策として直接所得補償方式が議論されているが、もし



▲白老町の肉牛

△非産業的農地については国土計画にかかる費用として、国土保全費として議論する必要がある。町村内部でのゾーニングを行つた上で、採算ベースにのる自立経営以外の非産業的保全農地を確定し、それを組織的に請け負わせ、その部分に対し農地保全費として支払いを行うかたちがベストである。つまり、自立経営部分と農地の非産業的保全管理部分を峻別して、前者については経済ベースで取り組み、後者については一般的収益水準を設定したうえで経費の公的負担を行うようなシステムを政策要求すべきである。先に述べた買いのつかない農地については

「土地ファンド」から「れい請負組織への貸付を行ひ」ことが考へられる。具体的には、地域連携法人を含めて保全農地の管理委託を行う委託集団（集落営農組織を含む）を育成し、委託費を支払うことが第一段階である。それによる保全農地の管理が不十分であれば、行政が主体となって府県型の「農業公社」を設立し、保全管理を行う必要がある。その場合、地域資源管理に機能を拡大し、林業、観光等の関連領域をも考えた組織・事業体制の構築が重要である。いすれにしある、地域実情に最適な既存組織をも含む重層的システムの形成という柔軟な姿勢が肝要であり、補助制度にも地域適合的なメニュー化が求められる。

（二）農地担保金融からの脱却

現状の北海道農業の問題を考える場合、負債累積問題と新規投資問題の接点に農地担保問題があり、前者は農協の債権保全問題として、後者は農協の貸し渋り問題として現れている。この問題は、現在の日本経済の最重要問題とされるバブル処理とは形態は似ているもののその本質はまったく異なっている。一九七〇年代後半から確かに地価は農地売買市場の縮小を伴いつつ上昇局面を迎えたが、府県におけるような収益地価からの大幅な乖離を示すものではなく、一九八五年のプラザ合意を前後して下落に転じている。この背景には農産物の支持価格の引き下げや生産調整がある。また、農協による債権回収と貸付制限もまた作用している。まさに、農業収益の動向に左右された動きである。

北海道農業の生産性の伸びは制度資金を主軸とする借入金に依存したものであり（もちろん補助金政策を合わせ）、膨れ上がった営農資金についてもクミカン制度という農産物担保金融に依存したものであった。そして、前者の投資に関わる資金返済は年末に元利一括償還のかたちでクミカンから天引きされる仕組みである。こうした資金循環は、農業生産が順調に伸びそれに伴って収支関係がバランスしていた間は、まさに

北海道独自のシステムとして機能したのである。長期資金の農地担保金融は、短期営農資金の農産物担保金融のなかで元利返済を保証され、安泰であった。そして、偶発的な離農が発生しても、地価上昇と農地獲得競争の存在が債権回収を保証していたのである。つまり、平時においても、異常時においても農地担保金融は維持されてきたのである。ここでは、こうしたものたれ合いの構造を農地担保金融と考える。

しかしながら、以上のような二重の金融システムは、フローの面からもストックの面からも問題に直面している。一九八〇年代後半以降、それまで野放してあつた農家の收支状況を農協が管理し始め、クミカン残債の放置を改めて負債対策（具体的には離農勧告や長期低利資金への乗り換え）を行い、フローの管理を厳格にするようになつた。また、それまでは大方の農協では意識していないかった資産＝負債バランスに注意を向け、厳格な貸付限度枠の遵守を行うようになつた点である。これは、それ以前の大方の農協の資金管理面でのルーズさの是正であり前進面でもあるが、他方では貸し手責任抜きの離農促進という後退面も有している。ただし、ここでは制度資金の償還率一〇〇%状況には一般的に手がつけられなかつた。この結果、農協の貸付金残高はそれまでの右肩上がりが折れ曲がり急減した。他方では地価下落のもとでの農地売買の拡大がみられ、農地取得資金がパンクするほどの事態となつた。大量離農の発生が背景にあつた。

これ以降、農業投資は減退気味となり、規模拡大も借地型の展開がむしろ主導になつた。しかし、それは戦後一貫して北海道農業が経験してきた拡大再生産路線が単純再生産軌道に乗り、安定化したことを示すものではなかつた。動かないことは、農産物価格水準の下落のもじ得率が低下するなかでは、農家経済の悪化を招くことにならざるを得ない。再び、クミカンの收支が償えず、毎年の残債務が累積化する事態に陥つてゐる。一九八〇年代後半の農家経済の引き締めは高度成長的な肥満体质の減量策であつたが、すでに減量すべき余裕はない。そつしたなかで

既存負債の償還をなし得ない農家が増加し、倒産離農にいたる。一時期にはなし得た「負債見合い価格」による売却も困難になり、農協にとつて身動きのとれない固定化債権が増大しているのである。こうしたなかで、農協による貸し渋りが傾向的に現れているのである。

他方、一九八〇年代に停滞していた規模拡大が一気に進展をみせている。所得率の低下を所得絶対額で補填しようとする危機対応である。ただし、かなりの農家の選択は自小作展開であった。農家も資産＝負債バランスを強く意識するようになり、地価下落に対するキャピタルロスを意識している側面がある。あるいは、状況に対応した経営規模の柔軟な増減が考えられている。農協が全体として資金の貸し渋りを行っているなかで、こうした動きを促進しているのが、一九九四年に創設された農業経営基盤強化資金（「J資金」）の存在である。ただし、この資金は認定農業者を対象としており、農家の経済階層別区分では△階層に集中する可能性が高いと指摘される問題を含んでいる。また、低金利化のための地元自治体の負担問題も現れつつある。「J資金」の対象からはずれた中・小規模農家、あるいは負債農家、後継者不在農家など認定対象外農家に対応した重層的金融支援策も必要であろう。

また、上層の自小作農家においては借地比率が高まつており、地価下落による農地価格評価の下落とあわせ経営面積に対する担保能力の減退が今後問題化するおそれがある。

以上、農地担保金融の近年の特徴を整理してきたが、いくつかの改善点が浮き彫りになつたと考えられる。第一は、農業・農協金融における融資条件が資産＝負債バランスという「信連」基準になり、いわゆる指導金融とその前提となる対人信用といひ協同組合としての独自性が薄らいでいる点である。たしかに、一九七〇年代まで広範にみられた貸付限度を超えたルーズな農協の貸付体制には問題があつたが、貸し手責任（リスク負担）の体制を確立せずに形ばかりの「市場経済」の風潮を取



▲富良野市、畑の春耕

り入れることは厳に戒めなければならない。農協としての中期課題としては無限責任を廃止して、理事者の責任範囲と経営としてのリスク処理を明確にすることである。住専問題での「農協批判」には一面の道理がある。むしろ重要なのは、負債償還を奨励定にしてクニカノ一括処理する体制を改め、利息は経営費から、元金は経営余剰からという会計原則に従つた農家の営農計画とそれにもとづく営農指導体制を確立するという原則的な立場である。一方では、担い手不足を嘆きながら、後継者が多数存在する負債農家を切り捨てるとは大きな問題である。

他方、こうした農協の融資体制に依存した従来の農地担保金融も改める必要がある。制度融資は100%の償還率であるべきであり、その返済は農協の責任において行われるべきであるといつ論理は通用しない。すでに、元利償還を差し引いたクニカノの帳戻を農協プロバー資金で繋いで、農協の固定化債権を増大させるような余裕は農協経営にはないからである。農協合併による経営安定化が困難な北海道の状況を考えると、大がかりな固定化債権処理を行う時期が到来していると考えられる。また、農林漁業金融公庫でも農家負担軽減支援特別対策事業などの前向きな取り組みを行っているが、金融機関として担保処理を実行しないですむようなアフターサービス事業を信連・農協と一緒にやって取り組む必要がある。

(四) 農村の多面的利用の追求

北海道の場合、都府県のよじ中日間地帯が一定の距離を持ちつつ連続的に存在する構造とは異なつてゐる。したがつて、近年強調されてゐる農業・農村の多面的価値といつても、景観保持による都市生活者のアメニティを高めるなどの農村の機能は、少なくとも日常的な意味では、都府県よりも低くなつやうのを得ない。

しかし、北海道においても都市部への人口集中は著しいのであり、そ

こには農業農村に関心を抱く大量の住民が存在するのである。現在の彼らの自然との結びつきは、「キノコの会」やガーネーハングのレベルにとどまつてゐるが、彼らをワーカークエンド農業に引き込む動機付けはそれほど困難ではない。

自給率は国家問題としてのみ議論されてしまふが、農畜産物の商品化率が極度に高まつてゐる食生活の現状はむしろ異常である。東ヨーロッパを含め、ヨーロッパの本来の自給率（自分で作つて食べる）は比較的高く、かのイギリスでさえ「10世紀初頭からアロットメント」という労働者菜園が導入されている。もちろん、野菜や果実、小家畜がその内容である。有機農産物生産とは究極的には自給するものである。有機農業を自ら実践し、野菜類を自給したいと望む声は強い。こうした人々が持つ自家菜園への需要を把握、誘導すれば、ワーカークエンド農業、「市民農園」の導入は十分可能である。

札幌周辺には石狩川下流域の泥炭地水田がある。泥炭地は堆肥のかたまりであるから野菜生産には一般的には適してゐる。また、水資源もある。これらの条件を考慮すると以下のよ的な市民農園の形態をイメージすることが出来る。圃場は畦畔を残して、幅広の高畦とし、通水して浸透水による畠地灌漑を行う（東南アジアにみられる一般的形態）。これを区画割りして、露地の野菜栽培を行い、小型ビールハウスを設置し、温室と休憩室にする。盛り土と整地作業は貸し手農家が受託し、営農指導は第一線を退いた高齢農業者が行う。資材については農協が面倒を見る。

制度的には、なお解決すべき課題があると思われるが、地域条件を活かし追加投資を行わないで市農園のあり方は工夫次第で可能であり、十分固定客（対等関係の）をつかまえることができると思われる。

「いただけない」話

その3

消費生活アドバイザー
赤城 由紀

「親の意見と茄子の花は、千に
ひとつも仇はない」 —
庭の小さな菜園に毎年植えてい
る茄子が花をつけるたびに、母が
口にする言葉です。

それが親の意見に耳を貸さない
娘を諭すものなのか、茄子の見事
さを称賛したものなのか、不肖の
娘としては判断に苦しむところで
すが、昔の人は実にうまいことを
言ったものだと、つづづく感心さ
せられます。これぞ「ことわざ」、
言葉の技というものでしょうか。
ところでその茄子、どうしたこと
か今年のものはあまり花をつけま
せんでした。仇花のない茄子とい
えど、花が少なければ、実も少な
いのは当然です。

道楽で作つてらるようなものな
ので、実りが少なくとも「天候の
せいいかしらねえ」などと呑気なこ
とも言つていらりますが、これが
生業だつたらと思うと、農家の方
たちのため息が移つてしまいそつ
な気がいたします。

花の少ない茄子を眺めながら、
近ごろの、「子どもに意見しなく
なった親」、「親の意見を聞かない

やじも」というものにつられて
おもひました。

子どもの進路や就業についての
意識調査等を見てみると、「子ど
もがしたいことをさせたい」「子
どもの将来は子どもが決めるべ
き」といったように、子どもの意
志を尊重する親の姿が目立ちます。
自分がしたいことをしてこられな
かつたからなのでしょうか、「反対
に、自分も好きな道を歩んできた
からなのでしょうか。それとも自
分のしてきたことに自信がないか
らなのでしょうか。あるいは親が
何を言つても、子どもは耳を貸さ
ないという諦めがあるのかもしれ
ません。

いずれにしろ、最近の若者を見
ていると、親の物分かりが良すぎ
るもの考え方のだと思つてしまい
ます。最終判断は子どもが下すに
しろ、親の意見も大切に聞かない
と、仇がないどころか花も少なく、
納得のいく実も結ばないのでな
いかと思います。

今年、美味しい茄子の糠漬けが
あまりいただけないのは残念です
が、茄子の花が少ないのは「もつ



赤城 由紀（あかぎ ゆき）さん

札幌市生まれ。

北海道大学文学部行動科学科卒業後、
コピーライター、短大研究員を経て、
現在、シンクタンク外部協力研究員を
勤める。消費生活アドバイザー。北海
道女子短期大学、光塩学園女子短期大
学非常勤務講師

と親の意見を聞くように」との神
の思召しかもしれないど、反省さ
せられるものがありました。

この夏、函館市から鹿部町に行
く機会があり、通称「赤松街道」
を通りました。ご存じの方も多い
と思いますが、それはそれは見事
な枝振りの赤松が道路の両側を席
巻しております。飽きのこない風景を
楽しめてくれます。
都会の並木を見慣れている人間
にとって、この並木道は一際新鮮
に映ります。

普段田にする都会の街路樹は、
交通や電線の邪魔にならないよう
に、雪が積もらないように、枝
振りや姿形などはお構いなく、潔
く伐られてしまします。私はこれ
を見て、祖母の入院していた老人
病院の整髪のようだと思ったもの
です。個人の好みや個性等とは関
係なく、介護する側の邪魔になら
ないように切られてしまつた祖母
の髪を思い出し、思うに任せない
環境に置かれてしまつた木々の悲
しさを感じずにはいられませんで
した。

だからこそ、自由に枝を伸ばし
た赤松の姿は羨ましくも「」ことさ
り素敵に見えました。

私の育った小学校の校歌には、「
ボプラの木」が出てきます。校
庭にはボプラの木があり、子ども
たちはボプラのよう」「自ら真つ
すぐすくすく育つ」ことが求め
られていました。その期待にそえ
たかどうかは分かりませんが、真
っすぐに天に向かつて伸びるボブ
ラの木を見て、「すごいなあ」と
思つて育つたのは確かです。

私は赤松の並木を見ながら、校
庭に植えたのが「赤松の木」なら、
どのような校歌が誕生するのだろ
うかと考えております。そこに
は「糸余曲折を経ながらも見事な
枝振りの存在感のある大木となる
ように」との願いが込められるの
かも知れません。「それもまたい
いなあ」と、ひとりで勝手なこと
を思います。

校歌や校庭の木は、その学校の
「建学の理念」に裏打ちされたも
のが選定されるのでしようが、普
段田にする自然や身近な歌が子ど
もの人格形成に与える影響という

ものは、測り知れないものがあるのではないかと思います。

校歌には必ずといつていいほど川や山などの自然が折り込まれていますが、それぞれ異なった風土でどういった校歌が歌われ、どんな子どもたちが育っているのか、興味があるところです。

ボプラは、老木になると中が空洞になって倒れる危険があるといふことで、最近は「ボプラ並木を作ろう」といふ声もあり聞かれなくなりました。ボプラの木も、成長期の世の中では絵になり歌になるのかもしれません、「一年をとつて中が空っぽになつて倒れるかもしない」などと言われると、高齢社会にはいただけない木のような気がしてきます。それもまた、人生を見つめる上では良い教材なのかもしれません…。

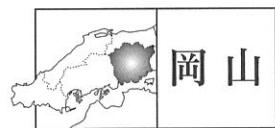
ある組織の何十周年かの記念に植樹をされたという方がいらっしゃったので、「何を植えられたのですか」とお尋ねしたところ、「さあ、何かしゃべ。用意して頂いたものだから、いろいろよ」とおっしゃっていました。

私も中学の時、学校創立二十五周年記念に植樹をしたのですが、どうに何の木を植えたのかは記憶にありません。ですから当然、その木が今どうなっているのか知る由もありませんが、そういう形だけの記念植樹はとても残念な気がします。

折角植える木ならば、やはり植える時に自分自身も志を立て、大きくなつた姿を想い描き、折りに触れて思い出し、成長を見守り、そして後世の人へ思いを託して、百年の計をもつて育てられるものにしたいものです。

近年は水や緑に対する関心が高まっており、自然に親しむ人も増えています。ガーデニングブームにも目を見張るものがあります。自然と接し、自然と感応し、自然からの教訓を得る。それは古来、人間がしてきた当たり前の姿なのでしょうが、一方で、人間同士が癒し合い、教え導き合う力を失つたがゆえの希求なのかもしれないとも思つと、少し淋しい気もいたします。

—連載—



あのマチ・地域おこし活躍中
このムラ

No.17

岡山県上房郡賀陽町の事例

農地流動化に資する市町村農業公社による地域農業振興

一 賀陽町の位置と農業

賀陽町は、岡山県のほぼ中央、標高六〇〇～七〇〇mの吉備高原の中央に位置する高原上の農業を基幹とした町である。町の農業は稻作主体であるが（経営耕地面積一、六〇一haのうち水田一、一四七ha、稻作付面積一、一一六ha）、県南では有数の酪農地帯ともなっている（乳牛飼養農家数五五戸、飼養頭数一、六〇〇頭）。なお、かつて隆盛を極めた葉たばこ生産は、以下にみる農業労働力の脆弱化により、近年縮小傾向にある。

本町の農業の大きな特徴は、一九七〇年代以降の兼業化の著しい進行により農業労働力が脆弱化し、農地が縮小してしまったことである。しかも、本町の兼業化の進行は、図1にみると、大きく二段階に分かれていたところに特徴がある。兼業化の第一段階は一九七〇年代の初頭で、これは水島臨海工業地帯に位置する各企業がマイクロバスによる送迎通勤網を確立させ、県内農村部の農業労働力



▲賀陽町役場



▲賀陽町農村風景

を根こそぎ吸収していった影響によるものである。いかに付け加えれば、その反面で、田植機とバインダーの普及により農家の兼業可能な条件が整備されたという側面も看過できない。ところで、図に示したように、一九七〇年から一九七五年にかけて、二兼農家の割合は二六・二%から四八・八%へと一挙に二・六ポイントも上昇したのである。兼業化の第二段階は、本町と隣接の加茂川町の二町が対象区域となっている吉備高原都市計画の進展が一段落した一九九〇年前後である。この計画は、一九七三年より岡山県が推進している「新都市構想」で、一九〇〇haの敷地内に福祉施設、授産施設、業務商業ビル、高等学校など設置しようというものである。これらの施設が一九九〇年前後に相次いで完成したため、町内に新たな労働市場が発生し、再び兼業化が進行することになった。図にみると、この時期にも二兼農家の割合は、一九八五年の六三・四%から一九九〇年の七三・九%へと一〇ポイント以上も増加して

いるのである。

このような展開から本町の農業労働力は著しく脆弱化し、それに伴い經營耕地面積は一九七〇年の二・二〇haから一九九五年の一・六〇haへと六〇〇haも減少した（図1参照）。さらに近年、二兼農家を中心とした離農が進行したり（よつて一九九五年の二兼農家率は六八・八%にまで減少）、一九八〇年に町内全農家の一〇%を占めていた男子六〇歳未満専従者のいる農家が一九九五年に六・四%（一・六〇戸中一〇戸）にまで減少するなど、農業労働力の脆弱化傾向に一層拍車がかかっている。そこで町は、基幹産業である農業をこれ以上衰退させないためにも、新たなる農業活性化構想を確立することとなるのである。

二 財團法人賀陽町農業公社の設立

本町では、新たな農業活性化構想に農家の具体的な意見を反映させるために、一九九〇年以降、三回に亘って、町内全農家を対象とした今後の町の農業のあり方に關

わるアンケート調査を実施してきました。これら調査の中で、とりわけ際だつて農家の要望は、兼業化や高齢化により「担い手」の存立が停滞していることから、行政が積極的に農業生産基盤の維持に関与して欲しいというものであつた。こうした要望は、農業活性化構想が樹立された直後の一九九三年に実施された調査にて「町内に公社が必要」という意見が五三・九%（一、六四六戸中ハハ七戸）を占めたことに象徴されるように、年々具体性を帯びていくことになる。一方、農業活性化構想（名称「ホロン構想」）は、一九九一年一二四に策定されたのであるが、そこに明記された最大の目標は、農業生産法人を含めた中核的な「担い手」（若手後継者のいる農家七〇戸程度）に、今後、農地をはじめとした農業生産基盤を集中させていくというものであった。

財団法人賀陽町農業公社は、これら町の農業の将来に関する二つの点（ひとつはアンケート調査により明らかにされた「担い手」不足農家の農業生産基盤を町が中心

となつて維持していくこと、もうひとつは農業活性化構想に明記された「担い手」定着農家に農業生産基盤を集中させること）の達成を主たる目的として一九九四年六月に設立された。公社の形態は、農地保有合理化法人の資格を取得する必要から（すなわち、農地を「担い手」に集中させるという目的を果たす必要から）、財団法人による市町村農業公社が選択されている。出捐金は合計ハ二一〇万円で、うち町が五、〇〇〇万円、町農協が三、〇〇〇万円、町商工会が一〇〇万円、町森林組合が一〇〇万円、それぞれ寄付している。公社の諸事業に直接関わってくることから（商工会は「都市住民との交流に関する事業」、森林組合は「森林作業受委託に関する事業」）、出捐金を寄付することになった。

三・財団法人賀陽町農業公社の事業と経営展開

当公社では、上記の目的を達成するために設けられた「農地保有合理化に関する事業」と「農作業

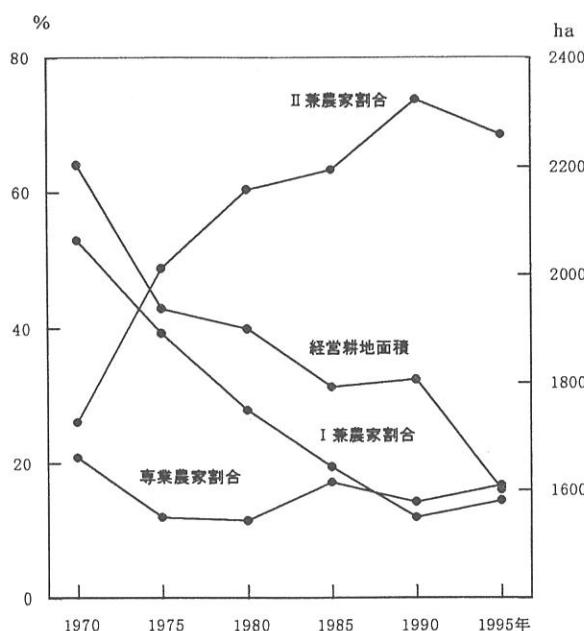


図1 賀陽町における専兼別農家割合と経営耕地面積の推移
資料：農業センサス各年次版

受託に関する事業」の二つの事業を柱としている。但し、表1にみると、これら二事業の実績には開きがある。中核的「担い手」への農地集積のため貸借による農地保有合理化事業を展開する前者の事業の実績は、一九九四年が借入六、四ha、貸付一、七ha、一九九五年が借入一〇、六ha、貸付三、八ha、一九九六年が借入一三、一ha、貸付四、八haとなつており、必然的に増加することになる。他方、「担い手」不足農家の支援を目的とする後者の事業の実績（延べ受託面積）は、一九九四年六四、一九九五年ハハ、四ha、一、三ha、一九九六年ハハ、四ha、一九九六年九九、九haと対照的に伸びに比較して貸付の実績が少ない上に伸び悩んでいる。したがつて、管理耕作にかかる面積は、一九九四年三、七ha、一九九五年六、八ha、一九九六年ハ、三haと一九九四年三、七ha、一九九五年六、八ha、一九九六年ハ、三haと必然的に増加することになる。他方、「担い手」不足農家の支援を目的とする後者の事業の実績（延べ受託面積）は、一九九四年六四、一九九五年ハハ、四ha、一、三ha、一九九六年ハハ、四ha、一九九六年九九、九haと対照的に伸びに比較して貸付の実績が少ない上に伸び悩んでいる。したがつて、管理耕作にかかる面積は、一九九四年三、七ha、一九九五年六、八ha、一九九六年ハ、三haと

表1 財団法人賀陽町農業公社における「農地保有合理化に関する事業」と「農作業受委託に関する事業」の実績の推移

(单位 : ha)

		1994年	1995年	1996年	備考（作業料金単価）
保有化合	借入貸付	6.4 2.7 3.7	10.6 3.8 6.8	13.1 4.8 8.3	
	管理耕作				
	計	64.3 (20.6)	88.4 (32.1)	99.9 (22.7)	
作業受託	土づくり	16.8 (10.5)	15.5 (12.9)	10.0 (7.5)	2,000～3,000円／10a
	耕起	34.7 (9.6)	27.0 (8.2)	19.3 (4.1)	7,000円／10a
	代かき	-	7.3 (1.4)	8.4 (1.8)	8,000円／10a
	育苗	-	6.9 (6.9)	6.2 (6.2)	650円／1箱
	田植え	-	6.4 (2.7)	8.3 (2.4)	10,000円／10a
	防除	-	-	26.7	3,000円／10a
	刈取	8.8 (0.5)	18.5	17.0 (0.7)	22,000円／10a
	全作業	4.0	6.8	4.0	

資料：財團法人賀陽町農業公社提供資料より作成。

注 1) 作業受託のカッコ内の数値は、公社から町内農家への「再委託」の実績を示す。

2) 土づくりは、堆肥散布と肥料散布。

農業の「担い手」育成のため地保有合理化に関する事業の実施に特段力を入れており、その実績は、借入、貸付とも中国地方の市町村農業公社の中でトップレベル（一九九五年度は一位）であることを明記しておく必要がある（つ）。

需要の伸びが著しい「農作業受託に関する事業」は、表1に記した諸作業（土づくり、耕起、代かき、育苗、田植え、防除、刈取）の一部または全部を請け負うものである。表にみると、受託作業は年々多彩になってきているのであるが、後にもある公社の労働力に限りがあるため、各作業ごとの実績はそれほど伸びていない。料金体系は一部受託と全部受託で異なつており、前者は表に記した単価が作業量に応じ徴収され、後者は収益から費用（当然労賃を含む）を差し引いた金額が委託者に還元されることがある（したがって料金の徴収はない）。ちなみに全作業受託の実績は、表にみるようになつており決して多いとはいえない。

びしもじごる。じつした「事業間の実績の違いは、農地の受け手よりも出し手の方が多い、言い換えれば将来的な「担い手」を保持する農家よりも現在「担い手」の欠乏している農家の方が多い」という本町の農業の実態を反映したもの

である。それゆえに、農地の受け手となり得る「担い手」が一層の層を成して形成されなければ、当公社のメイン事業の一つである「農地保有合理化に関する事業」の実績は伸張しないかも知れない（とは云ふて当公社は、次代の地域

農業の「担い手」育成のため「農地保有合理化に関する事業」の実施に特段力を入れており、その実績は、借入・貸付とも中国地方の市町村農業公社の中でトップレベル（一九九五年度は一位）であることを明記しておく必要がある（）。



▶(財)賀陽町農業公社

い。ところで、公社に委託され
作業は、町内の「坦に手」の農業
生産基盤を安定させるという公社
の方針に基づき、まず町内の農家が
(法人含む)での受託が検討され
ることになる。こうした公社から
の「再委託」という形式で農家が
受託する作業は、表1に示したよ
うに、年間10~30ha程度に及
んでくる。このようなプロセスを

経る」とことにより、公社は農家が引き受けなかつた作業を請け負うことになるのであるが、当然ながら公社が受託する作業は、比較的条件の劣る農地にかかるものが集中することになる。それゆえに、公社は採算性の悪化が懸念されくるのである。

公社では、「これら一事業のほか、[森林作業受託に関する事業]（下刈とつる切のみ受託、実績は



▶公社のトラクター・コンバイン

一九九五年が六、七ha、一九九六年が四、八ha）、「農業情報に関する各種情報の収集、調査研究に関する事業」（情報の収集・提供、農家のパソコン指導、「管理耕作地」を利用した新規作物の開拓など）、「都市住民との交流に関する事業」（都市住民を対象に、「管理耕作地」に作付した甘藷などの作物を収穫させるイベントの開催、それら作物を青空市などで販売）、「地下資源活用事業」（地下水取得のためのボーリング）などを実施している。「地下資源活用事業」は、農業公社が行う事業としては異色であるが、常に水不足に直面している本町の特性（高梁川と旭川の分水嶺に位置し、しかも台地上であること）から公共性のあるものと判断され、公的機関である当公社が実施することとなつた。

またこの事業は、唯一の収益事業となつており、公社にとって独立採算制を確立する上で重要なものがなつていい。

以上の諸事業は、七名の職員（うち町役場より三名、町農協より一名出向）と一名の研修生（県実態としては、出向職員の人事費

から研修を依頼された新規就農希望者）により取り組まれている。

なお、職員の役割分担は、事務担当の女性職員一名（役場出向）を除き特段決まっていないため、他の七名がすべての業務に関与することになる（公社ではこの就業体制を「やれる人が何でもやるシステム」と呼んでいる）。公社は、設立当初、厳密な機構が確立されると柔軟な就業体制が施行できず、結局外部の労働力に依存せざるを得なくなるであろうと考えていた。そこで、こうした臨機応変な就業体制を採用したのであり、結果的に人件費の削減に効果があつたのではないかと推測している。

収支については、公表されていないため、ヒアリングによつて回答を得た概算を以下に記した。一九九五年度の収支は、収入が約四〇〇〇万円（うち「地下資源活用事業」が約一、七〇〇万円で最も多く、「農作業受託に関する事業」は約四〇〇万円に過ぎない）、支出が約三、六〇〇万円で、約四〇〇万円の黒字となつてゐるが、

から研修を依頼された新規就農希望者）により取り組まれている。なお、職員の役割分担は、事務担当の女性職員一名（役場出向）を除き特段決まっていないため、他の七名がすべての業務に関与することになる（公社ではこの就業体制を「やれる人が何でもやるシステム」と呼んでいる）。公社は、設立当初、厳密な機構が確立されると柔軟な就業体制が施行できず、結局外部の労働力に依存せざるを得なくなるであろうと考えていた。そこで、こうした臨機応変な就業体制を採用したのであり、結果的に人件費の削減に効果があつたのではないかと推測している。

収支については、公表されていないため、ヒアリングによつて回答を得た概算を以下に記した。一九九五年度の収支は、収入が約四〇〇〇万円（うち「地下資源活用事業」が約一、七〇〇万円で最も多く、「農作業受託に関する事業」は約四〇〇万円に過ぎない）、支出が約三、六〇〇万円で、約四〇〇万円の黒字となつてゐるが、



▲賀陽町鳥瞰図

（レポーター
専任研究员 井上 誠司）

耕境後退と農地保全の課題

北海道地域農業研究所
農地問題研究会

一・本格化する耕境後退

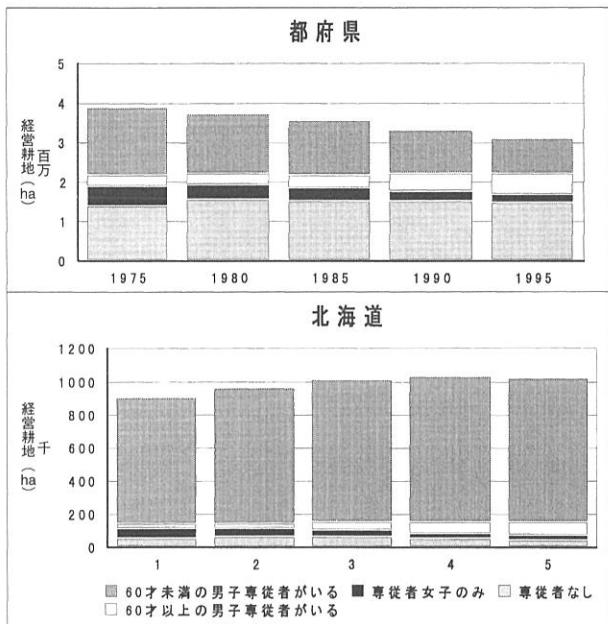
(一) 一九九五年センサスにおける総経営耕地面積の減少

一九九五年農業センサスによると、北海道の経営耕地面積の合計は約一、〇二三千haである。これは一九九〇年に比べて八千ha、比率にして〇・八%の減少である。都府県では同じ期間に一二三三千ha、七〇%もの減少を示しているので、これに比べると北海道における減少の程度はごく僅かともみることもできる。しかし北海道では経営耕地面積が一九九〇年センサスまで増加しており、一九九五年センサスにおいて戦後初めて減少を記録したのである。二〇〇〇年センサスにおいて再び増加することはまずないと考えられるから、一九九五年センサスの結果は経営耕地面積が増加傾向から減少傾向へ転換したこと示すものとして注目される。

図1は経営耕地面積の推移を農業専従者の有無別に見たものである。一般的に言って、高齢化・兼業化して農業専従者がいない農家が耕作している農地の一一定部分は、いずれ自作が困難になる。「専従者なし」や「専従者女子のみ」の農家がもつ耕地は、その受け皿となる「六〇才未満の男子専従者がいる」に渡らなければ、いずれ耕作放棄地となる可能性がある。逆に言えば、「六〇才未満の男子専従者がいる」の経営耕地面積の動向は、どの程度の農地を保全することができるか、そのキヤパシティを示すものとして注目される。

都府県では「六〇才未満の男子専従者がいる」の経営耕地面積が一九七〇年代から一貫して減少している。一九七五年の一・六八八千haが一九九五年では八八〇haへと四八%も減少した。「六〇才未満の男子専従者がいる」農家の数が一・一七四千戸から二九一千戸へと三分の一に激減したので、一戸当たり平均面積が一・四四haから一・一四ha

図2 専従者の有無別にみた経営耕地面積の推移



資料 「農業センサス」より作成

注 1990年から販売農家と自給的農家が区分されているので、1990年と1995年の「自給的農家」の数値は「専従者なし」に算入した。

へ増加した程度ではとても補えなかつたのである（表1）。都府県では「専従者なし」の農家の経営耕地面積が一九九五年で一四八二千haと全体の四八%を占めている。また、「六〇才以上の男子専従者がいる」が農家数・経営耕地面積とともに増加している。これらの農地を「六〇才未満の男子専従者がいる」が吸収することはあまり期待できない。都府県では高齢農家や兼業農家が世代交替して再生産されるから、これによつてある程度の農地が維持されるだろうが、かなりの耕作放棄の発生につながることは確実であろう。実際一九七五年以後、経営耕地面積は一貫して減少しているのである（図1）。

一方、北海道に目を転じると、グラフの形状はかなり異なる。「六〇才未満の男子専従者がいる」が経営耕地面積の大部分を占め、その割合は一九九五年でもハ四%に達する。だが、一九九〇年から一九九五年にかけて「六〇才未満の男子専従者がいる」の経営耕地面積は約一万ha減少した。

北海道では、高齢農家や兼業農家が次の世代に継承されるケースはほとんどない。したがつて、それらの農地は「六〇才未満の男子専従者がいる」に移動しなければ耕作放棄地となる。一九九〇年までは「六〇才未満の男子専従者がいる」農家の数は減少したもの、それを上回つて1戸当たり平均面積が増加したために、経営耕地面積の合計は増加傾向をたどってきた。それが減少傾向へ転じたことは、農地移動による農地保全がこれまでのように期待できないと示唆している。

(二) 高齢農家における農地保有と

今後予想される耕境後退

ところで、北海道でも「六〇才以上の男子専従者がいる」の農家数と経営耕地面積は増加している。一戸当たり平均面積も拡大し、一九九五年では七一三haに達する。これらは都府県と同様の傾向をたどっているようにみえるが、北海道では六〇才前後の「定年就農」といつた形で高齢農家が再生産される条件はない。したがつて、「六〇才以上の男子専従者がいる」農家は、大半が離農を予定している農家とみて間違いない。その農家数・経営耕地合計が増加している背後には明らかに農地移動の困難が増している状況がある。

表2によつて耕地の利用状況をみると、「六〇才以上の男子専従者がいる」は貸付地の割合が高いことが目に付くが、その点を除くと転作田・不作付地・耕作放棄地の割合がとくに高いわけではない。農地が

表1 専従者の有無別に見た農家数および平均経営耕地の推移

都府県		農家数(戸)				
		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
都府県	専従者なし	2,689,090	2,797,587	2,695,096	2,509,449	2,324,702
	専従者女子のみ	600,465	434,629	360,270	230,938	180,780
	60才以上の男子専従者がいる	355,136	342,571	403,156	426,384	465,026
	60才未満の男子専従者がいる	1,174,117	966,953	808,176	572,524	392,055
	計	4,818,808	4,541,740	4,266,698	3,739,295	3,362,563
北海道	専従者なし	36,317	33,946	30,987	25,811	21,325
	専従者女子のみ	15,013	12,263	10,371	7,451	4,846
	60才以上の男子専従者がいる	7,381	9,704	9,042	10,939	12,069
	60才未満の男子専従者がいる	75,552	63,731	58,915	51,236	42,747
	計	134,263	119,644	109,315	95,437	80,987

都府県		農家1戸当たり平均経営耕地(ha)				
		1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
都府県	専従者なし	0.52	0.56	0.56	0.61	0.64
	専従者女子のみ	0.81	0.87	0.90	1.03	1.06
	60才以上の男子専従者がいる	0.83	0.87	0.92	1.07	1.17
	60才未満の男子専従者がいる	1.44	1.56	1.68	1.92	2.24
	計	0.80	0.82	0.83	0.89	0.92
北海道	専従者なし	1.58	1.99	2.03	2.03	2.25
	専従者女子のみ	3.58	3.92	4.39	4.84	5.17
	60才以上の男子専従者がいる	4.16	3.55	5.20	6.24	7.13
	60才未満の男子専従者がいる	10.14	12.85	14.57	17.07	20.22
	計	6.76	8.10	9.28	10.81	12.64

資料 「農業センサス」より作成

注 1990年から販売農家と自給的農家が区分されているので、1990年と1995年の「自給的農家」の数値は「専従者なし」に算入した。

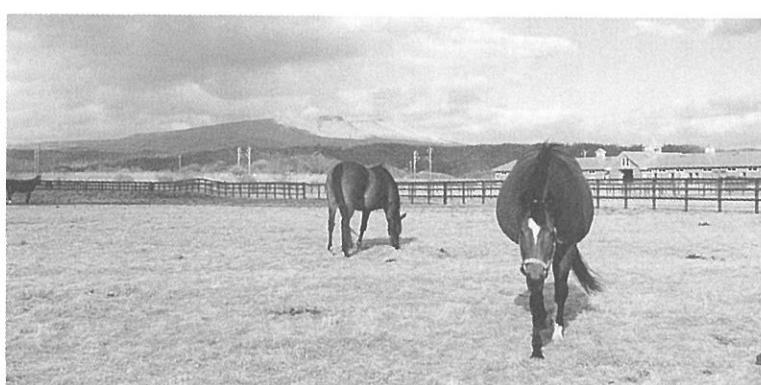
表2 専従者の有無別に見た耕地の利用状況(1995年)

(単位: %)

*	*	**			***	
稲以外の作物を作った田	不作付田	不作付畑	不作付地 (田畑計)	借入地	貸付地	耕作放棄地
専従者なし	32.6	2.3	7.3	4.2	5.4	23.9
専従者女子のみ	17.5	0.9	3.3	1.8	6.4	8.0
60才以上の男子専従者がいる	20.6	0.9	2.4	1.9	7.3	9.8
60才未満の男子専従者がいる	19.2	0.5	0.7	0.7	12.8	0.2

資料 1995年農業センサス

注 *は田の合計、**は畑の合計、***は耕地計と耕作放棄地の合計、その他は耕地計に対する比率を表す。



処分できない場合、耕作放棄等にいたるケースは少なく、現在では耕作を継続するケースが多いものと推測される。

要するに、北海道においても「六〇才未満の男子専従者がいる」を農地の受け手として位置づけることは難しくなり、都府県と同様、経営耕地面積の縮小傾向に入ったとみられる。現在のところ、高齢農家の保有農地の増加によって経営耕地面積は維持されているが、将来的にはこの部分を農地として保全することが難しくなるであろう。したがつて北海道農業の耕境後退は、これから本格化すると想われる。

一、耕境後退下の農地保全の課題

(一) 経営資産としての農地の処分と

地域資源としての農地の保全

農地は個人の経営資産であるとともに地域資源でもある。農地以外の資産は、譲渡されない場合、通常は廃棄処分となる。しかし、農地は廃棄処分することができない資産である。農地として維持するか、それとも他の用途に転用するか、いずれにしても地域資源として管理されなければならない。廃棄処分ができないことによって、地域資源としてどのように保全管理するかという問題が残るのである。

農地としての保全も転用もなされない場合は耕作放棄地となる。それは周辺の農地に対して悪影響を与えて、ときに地域農業を荒廃させる原因となる。特に水利を通じて農地と農地がつながっている水田において、耕作放棄によるマイナスの影響が強く現れる。地域資源としての農地は面的な広がりをもつて保全される必要がある。

このように農地は廃棄処分ができる、面的な保全を要するという特殊な性質をもつ。

経営資産としての農地の処分および地域資源としての農地の保全とい

う二つの課題は、農地に対する需要が強い場合には特に意識されない。この二つの課題が表面化するのは、農地需要が減退し、耕境後退が生じる場面においてである。しかもその際には、この二つに対してもそれ独自の対応が要求される。

(二) 耕境後退に対応した農地保全対策の必要性

さて、北海道において農地需要が減退し始めたのは一九八〇年代半ばであり、その後約一〇年を経過している。この間にとられたた種々の対応は、農地需要の喚起による耕境後退の防止にあたるといつてよい。それらは次のように整理することができる。

第一に、売買による所有権移転の促進があげられる。最も一般的なものとして、北海道農業開発公社による農地保有合理化事業があげられる。また、いくつかの市町村では交換分合事業が売買促進対策として取り組まれている。また新規参入支援対策、特にリース農場制度も、売買による所有権移転の促進対策の一つと位置づけることができる。

第二に、農地賃貸借の促進である。具体的には、農地の借り手に対する小作料の助成措置をとる市町村がある。

第三に、種子代の助成等による緑肥作物の作付奨励である。耕作放棄の防止という消極的な目的にとどまるが、これも広い意味では農地需要を喚起するための対策のなかに括り込まなければならない。

こうした対策は今後も重要な意味をもつ。しかし、実際に耕境後退が避けられない局面においては、これらと同時に別の観点からの農地保全対策が必要になる。その柱になると考えられるのは、①保全すべき農地の面的確保すなわちゾーニング、②それに向けた農地移動対策、③借地を含む農地保全対策の三つである。

離農家の所有農地は優等地にも分布する。優等地では購入・借入の需要が期待できるから、離農者の所有農地が散在しているからとい

つて、そのまま虫食い的な耕作放棄地の発生につながるわけではない。離農家の近隣農家は、自ら保有する劣等地を手放して優等地を購入または借り入れるので、長期的には優等地が残り劣等地が耕境外に排除される傾向をたどるであろう。しかし短期的・部分的には次のような問題が生じる。

一つに、「荒し作り」による優良農地の荒廃である。離農にいたる過程、あるいは借地で起こりやすい問題である。適切な管理がなされないままに「荒し作り」が行われ、その結果、農地の荒廃が虫食い的に進む。

二つに、類似の問題として、必要な土地改良投資が行われず、優等地

だつた農地が相対的な意味で劣等地化することがある。

三つに、農地所有者の転出や相続による不在地主化、借り手側の借地返還などをきっかけとする、農地所有者と地域との関係の希薄化である。農地所有者との連絡が不通になつたり、意志疎通ができず、耕作希望者が存在しても貸借契約が結べないという事態が考えられる。

こうした問題は旺盛な農地需要がある場合でも生じることがあるが、農地需要が減退する状況下では、地力の低下など、いったん劣化した農地の質の回復が果たされず、そのまま耕境外に排除される可能性が高く、これが虫食い的な耕作放棄地の発生につながることが考えられる。耕境後退が進む下では、より意識的な農地保全対策を講じなければならない。しかしそのためには保全すべき農地の範囲をゾーニングによって確定し、これに施策を集中する必要がある。いわば後退しつつ陣地を固めるような策が求められるのである。

三 対策のフレームワーク

(一) 保全すべき農地のゾーニング

地力維持や土地改良など、農地保全のための対応を講じる場合には、長期的に耕作が継続するものが前提となる。したがって、耕境後退が生

じる場合には農地保全対策は消極的になりがちであり、それがいつそうの耕境後退につながる原因となる。したがって、長期的な観点から保全すべき農地のエリアを政策的に確定することが必要になる。基本的には（A）農地として保全する部分と（B）林地等への転用をはかる部分に二分することになるが、その中間に（C）緑作による保全農地の部分を設定し、調整の余地をもつことが現実的である。

こうしたゾーニングを行う上では、農地の評価方法についてコンセプトを得、確立することが必要である。しばしば交換分合の実施に際して立ちはだかる問題だが、これを避けて通ることはできない。

(二) ゾーニングのための農地移動対策

離農する農家が優等地を保有したり営農継続農家が劣等地を保有する状況が一般に見受けられる。営農継続農家がもつ劣等地は、ゾーニングによってBの転用すべき農地のエリアに含められる。それとかわってAの保全すべき農地のエリアに耕作地を集積する状況をつくらなければならない。その農地を購入によって取得することは、営農継続農家にとって通常の農地購入と同じことを意味しない。劣等地を保有したまま作付を中止するのであるから、作付面積は減少することもあるので、単純な規模拡大でもなければ、買い換えでもない。したがって、農地購入は通常の場合よりも経済的に厳しい条件におかれることのほかに営農継続農家の農地をAに集中する方法としては、交換分合が考えられる。離農農家にとっては税制上のメリットのほかに農地転用のメリット（土地取引に対する規制の緩さ）があげられる。しかし、資産価値の高い土地と低い土地との交換である点および小作料収入が期待できない点で、メリットを感じない農家も多いであろう。

こうしたことから、農地保有合理化事業や交換分合事業等に取り組んで、Aのエリアに所在する離農跡地を営農継続農家が賃貸借によって耕作する状況が残ることを想定しなければならない。もちろんこ

れらの借地を自作地化する努力は必要だが、既に述べたように多くの困難を伴つ。そこで農地賃借の安定化をはかる対策が必要である。

そのためには、「ヤニ小作」をはじめ、実際の農地賃借が借り手・貸し手間の個別的な関係に基づいている点を変えていく必要がある。貸し手と借り手の間に公共的な機関を置き、農地の貸し手と借り手の登録、賃貸借契約や土地の利用状況の把握を行うことができるシステムが必要である。借り手側からの借地返還や相続による所有者の変更といった変化が生じても、すぐさま新たな賃貸借契約を締結し、農地の耕作が継続される仕組みが必要である。具体的には、自治体や農協等が農地管理機関を設立し、農地保有合理化事業や農用地利用改善事業によつて農地賃借の地域的管理を行うことになる。

ここで強調したいのが貸し手の組織化である。現行農地制度はこの点で弱点をもち、たとえば農用地利用改善団体を設立しても、「土地持ち非農家」となった貸し手を組織することはできない。しかも北海道では、離農後の転出や農地の相続によつて不在地主が発生しやすいといふ点も念頭におく必要がある。不在地主を含めて貸し手の組織化をはかり、農地賃借の地域的管理を強化する体制をつくることが重要である。

(三) 借地を含む農地保全対策

耕境後退が発生する下では、ゾーニングによつて農地保全対策をはかるエリアを確定するところが、農地保全に費用を投じる場合の担保となる。したがつてゾーニングは農地保全の必要条件だが、ゾーニングだけで農地保全が十分に行えるわけではない。

まず、現行農地制度にある「農用地利用規定」を実質化し、農地の利用と保全の水準を定めた基準をもつことが必要である。これに照らして、現行の農地利用や整備水準を点検し、地力の維持・増進や中期的な土地改良に関する改善目標を明らかにすべきである。

上述のように、AおよびCのエリアにおいては借地が多く含まれ、借

地の農地保全を考えなければならない。農地の利用・保全に関する基準の策定は、借地における農地保全に関わってきわめて重要な意味をもつ。

農地賃借において貸し手と借り手の個別的関係が強いことの背景には、農地の利用・保全に対する秩序が形成されておらず、有効な規制がはたらいていないといつ状況がある。借り手側の農地利用に対しても不安があり信用できないことから、いきおい個人的な信頼関係によって借り手を探す傾向になる。こうした農地賃借は、口頭・毎年更新の「ヤニ小作」にみられるように、借り手側にとって契約が不安定で、中長期的な地力維持や土地改良等を行つことができない。それがまた、地域全体の借地の利用・保全水準を低下させるという悪循環がはたらくのである。

これを断ち切るためにには、農地の利用・保全に関する基準が明確にされていることが必要であるが、このことは借地のみならず離農にいたる過程で起こりやすい「荒し作り」を防止する上でも重要である。

農地の利用・保全に関する基準を有効にするには規制措置が必要になるが、実際には基準の徹底による農業者の意識向上と自主規制がはたらくか否かが決定的である。そのために、地域の関係機関とくに農業委員会の役割が重要である。

第一に、低利用・遊休農地に対する監視と指導が必要である。必要に応じて市町村による改善勧告を要請しながら、基準を浸透させ、徹底させるための強い姿勢が求められる。

第二に、様々な状況に対応して農地行政を柔軟に幅広くすすめることが重要である。とりわけ、借地における地力対策や土地改良投資に対する費用負担と小作料の設定については、細かな対応が必要である。例えば、土地改良投資を借り手が負担する場合には有益費補償、貸し手が負担する場合には小作料へ反映させるべきである。上述の農地評価とあわせて、この点に関するきめ細かい対応が欠かせない。

ときの話題

「新たな麦政策大綱」と 今年（一九九八年）産麦価

拓殖大学北海道短期大学
元教授 塩沢 照俊

わが国の麦（四麦）の生産量は一九八五年に一四〇万トンのピークを記録したが、四、五年前から七〇万トン水準に落ち込み、したがつて小麦の自給率は、現在（一九九六年）僅か7%に低下している。しかし北海道において、小麦は稻作地帯での転作物として、また畑作地帯での輪作作物として重要な位置を占めている。ところで政府は、今年（一九九八年）五月二九日に「新たな麦政策大綱」を発表し、引き続き六月五日に今年産麦価を決定した。そこで本稿では、これらについて若干の検討を加えてみたい。

「新たな麦政策」でいう 需給のミスマッチ

「新たな麦政策」は国内産麦の生産と流通の現状について次のように述べている。「国内産麦の扱いは、制度的には自由な民間流通を前提とする間接統制であるにもかかわらず、大幅な売買逆ざやから、米と異なりその大宗が政府を経由して流通しており、今や最も統制的な（生産者、実需者の関係

が希薄な）農産物となつている。その中で現在、麦管理改善対策の下で、生産者と実需者との間で流通数量の締結が行われているが、政府による無制限買入れ及び売却を前提としているため、実需者のニーズが生産者に的確に伝達されず、需要と生産の大幅なミスマッチが発生しており、また良品質麦を生産しても生産者はプレミアムを手に入れることなく、その努力が報われない実態にある」と。

ここで需要と生産のミスマッチとはどういうことであろうか。政府はこれに関し一九九七年八月に、小麦について品種別に生産量と需要量との調査を実施し、その結果を付表のように発表している。この表では生産量が需要量を下回る品種が左側に示されているが、全国合計でみると、需要量四八万五千トンに対し生産量が一九万七千トンであり、生産不足量が二八万八千トンとなる。他方生産量が需要量を上回る品種が表の右側に示されているが、全国合計でみると、需要量一一万二千トンに対し生産量が四一万トンであり、生産超過



塩沢 照俊（しおざわ てるとし）さん

1953年 北海道大学農学部農業経済学科卒業
同年 北海道総合開発委員会事務局に就職
1959年 北海道立農業研究所
1980年 拓殖大学北海道短期大学に転職
(農業経営学、農業政策担当)
1982年 農学博士
1998年 拓殖大学北海道短期大学退職
同年 北海道地域農業研究所 嘱託研究員
1983年 著書「北海道農業の展開と構造」を
北海道大学図書刊行会より刊行

量が同じく二八万八千トンとなつてゐる。このうち北海道産麦についてみると、生産量が需要量を下回る品種はタクネ、チホク、ハルユタカ、タイセツであり、他方生産量が需要量を上回る品種はホクシンとホロシリである。とくにホクシンは生産量（二五万九千トン）そのものが多く、また需要量（五万八千トン）とのアンバランスが大きいが、これは北海道における品種普及過程と密接な関連がある。即ち小麦の品種の育成・奨励は農業試験場が、また普及は農業改良普及センターや農協が担当しているが、北海道では一九七四年に多収性品種としてホロシリが登場し、その後品質の向上が要望され、一九八一年に食感の優れている品種としてチホクが登場した。さうにチホクより早生で、耐病性、耐穗発芽性に優れた良質多収性品種としてホクシンが育成され、一九九六年から本格的に作付けられた。これに対し実需者側はこの時点でチホクの取扱いが主力であったので、工場ラインや販売ルートの対応上、ホクシンについては段階的

普及を望んでいたが、生産者側の作付意欲は高く、生産量が急増したのである。このように、「需給のミスマッチ」といつてもそれなりの経過や理由があり、これを生産者側の責任に帰することはできない。

「新たな麦政策」の 基本は民間流通への移行

しかしいずれにしても「新たな麦政策」は「需要と生産のミスマッチを解消し、実需に即した良品質麦の生産を推進する観点から、国内麦については、これを実態的にも自由な民間流通に委ね、生産者と実需者が品質評価を反映した直接取引を行う仕組みを導入する」としている。ただし具体的な仕組みがどうなるかはこれからであり、政府は「民間流通検討会」などで「生産者と実需者との調整を図りながら三～五年かけて段階的に進める」ことを予定している。ところで民間流通となれば麦価はどうなるのであろうか。生産者と実需者との取引価格は現行の政

付表 小麦の品種別の生産予定数量と需要量(1998年産)

(単位:トン、倍)

ランク	生産予定数量が需要量を下回る銘柄					生産予定数量が需要量を上回る銘柄				
	品種	生産地	需要量 ①	生産予定 数量 ②	①/②	品種	生産地	需要量 ①	生産予定 数量 ②	①/②
A	農林61号	福岡	25,233	5,047	5.00	農林61号	三重	7,531	8,100	0.93
	タクネコムギ	北海道	16,205	3,620	4.48	シロガネコムギ	熊本	5,033	5,629	0.89
	チホクコムギ	北海道	253,198	65,270	3.88	農林61号	静岡	1,268	1,845	0.69
	ハルユタカ	北海道	50,059	16,000	3.13	ダイチノミノリ	香川	2,057	3,018	0.68
	シラサギコムギ	徳島	2,021	1,077	1.88	農林61号	大分	3,049	4,856	0.63
	タイセツコムギ	北海道	16,200	10,880	1.49	農林61号	滋賀	4,612	9,935	0.46
	農林61号	群馬	32,597	24,202	1.35	シロガネコムギ	福岡	4,737	12,870	0.37
	シロガネコムギ	佐賀	18,984	14,330	1.32	ホクシン	北海道	58,006	259,100	0.22
	農林61号	千葉	2,770	2,151	1.29	農林61号	茨城	350	8,801	0.04
	ナンブコムギ	岩手	3,038	2,390	1.27	バンドウワセ	群馬	0	9,315	0.00
	農林61号	埼玉	33,930	28,465	1.19					
	農林61号	栃木	4,109	3,786	1.09					
	農林61号	愛知	11,968	11,100	1.08					
小計			475,841	190,166		小計		86,833	324,529	
B	シロガネコムギ	兵庫	3,500	2,500	1.40	チクゴイズミ	福岡	15,045	19,260	0.78
						農林61号	岐阜	2,085	3,550	0.59
						ホロシリコムギ	北海道	10,362	18,130	0.57
						キタカラコムギ	青森	90	3,474	0.03
						バンドウワセ	茨城	66	6,100	0.01
						バンドウワセ	栃木	0	5,184	0.00
						ニシカゼコムギ	埼玉	0	5,035	0.00
						ニシカゼコムギ	福岡	0	2,000	0.00
						ニシカゼコムギ	大分	0	1,214	0.00
	小計			5,465	3,456		小計		27,763	64,192
C	小計			3,712	3,373		小計		7,796	21,736
D	小計			50	8		小計		—	—
合計			485,068	197,003		合計		122,392	410,457	

(注) 1 良品質麦の安定供給対策(良品質麦生産の奨励対策)により実施したアンケート結果(97年8月)による。

2 表中品種欄には生産予定数量が1,000トンを超えるものを掲げており、小計の数値とは一致しない。

3 生産予定数量が実需者の需要量を上回る銘柄の中には、新しい品種であるホクシンなど、生産予定数量とともに需要量も拡大しつつある銘柄も含まれることに留意する必要がある。

4 JA北海道中央会・北海道農協畑作対策本部「平成10年度麦政策・価格対策運動結果報告書」(平成10年6月)より引用。

府売渡し価格が田安となることが想定されるが、これは現行の政府買入れ価格の三分の一程度なので、これでは麦作の採算は全く成り立たない。」)のため「新たな麦政策」では「麦作経営安定資金(仮称)」を創設し、これによって価格補てんをする)こととしている。そこでその補てん内容ないし補てん水準が問題であるが、これについて「新たな麦政策」では「今後の麦作の担い手となるべき生産性の高い経営体の経営安定に資する観点から国内麦の生産コストに着目し」とか、あるいは「実需者」一ズに的確に対応した良品質麦生産者の手取り(麦作経営安定資金+取引価格等)と現行の生産者の手取りとの関係、生産性向上の状況等に配慮」するなどと述べている。

これらの叙述から、今後の麦作の担い手は生産性の高い経営体であること、作られるべき麦は実需者ニーズに的確に対応した良品質麦に限られること、生産性向上によつて麦の生産コストは低下することなどが前提となつてゐるものと判断される。したがつて(麦作経

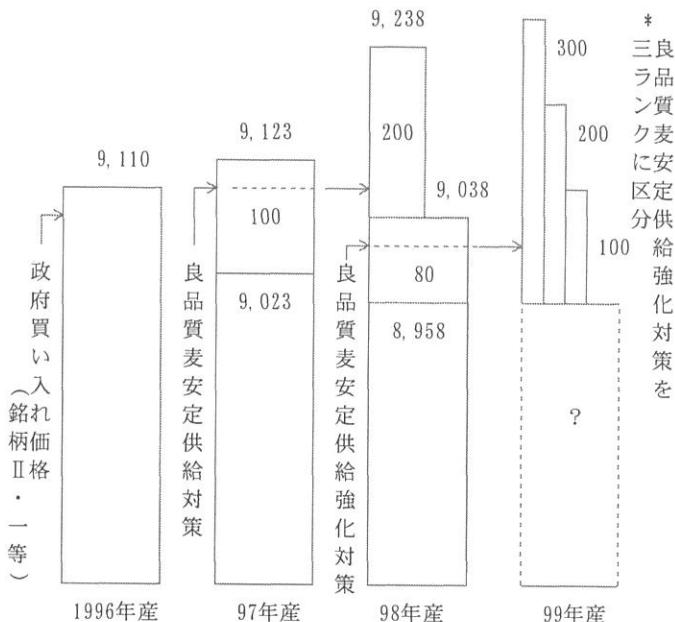
営安定資金+取引価格等)によつて全部の麦作農家に現行の手取り額が保証されるわけではない。このことはすでに今年産の麦価に現われてゐる。

今年(一九九八年)産 麦価は手取り額に格差

今年産麦の政府買入れ価格は二年連続で引き下げられた(付図参照)。小麦(銘柄区分Ⅱ、一等)は一昨年(九六年)産が一俵(六〇kg)九一〇円であったが、昨年(九七年)産は九〇三円へと八七円の引き下げ、今年(九八年)産は八九五八円へと、昨年度に比較して六五円の引き下げである。生産者の手取り額はこの他に「良品質麦安定供給強化対策費」と「良品質麦安定供給対策費」とが関係していく(加えて契約生産奨励金もあるが、これについては九七年産と九八年産とで変わりない)で省略する)。九七年産は全品種を対象に、「良品質麦安定供給対策費」が一俵一〇〇円交付されたので、これが麦価の引下げハ七円

付図 小麦の農家手取り額の変化

(単位: 60kg当たり、円)



注) このほかに、契約生産奨励金があり、政府買い入れ価格も銘柄、等級間格差がある。

を力バーしていた。これに対し九年産は「良品質麦安定供給強化対策費」が全品種に交付されるが、その額は一俵八〇円である。今年産への「良品質麦安定供給強化対策費」は実需に応じて品種別に二分し、実需の高い品種にのみ二〇〇円交付されることになった。この該当品種は、昨年八月に実施された実需者を対象とした品種別希望数量のアンケート調査を基に、「国内良品質麦安定供給強化対策協議会」が検討し、昨年九月に決定している。道産麦ではチホク、タイセツ、ハルユタカ、タクネの四品種が交付該当となり、ホクシンは「品質に難あり」ということで非該当となつた。したがつて「良品質麦安定供給対策費」の交付該当品種は昨年に比較して一俵当たり一一五円の手取り額増加となつたが、非該当品種は八五円の手取り額減少となつた。すなわち今年産は品種別に手取り額に格差がつけられたのであり、北海道では非該当品種であるホクシンの作付けが多くつたので、大部分の生産者は手取り額が減少したのである。なお来年

(九九年) 産については「良品質麦安定供給強化対策費」の交付額は一俵当たり一〇〇円、二〇〇円、三〇〇円の三段階に分けられることが決定しており、手取り格差は一層拡大することになる。これらに関し高橋農水事務次官は「今年産は質の良い麦を作れば収入が上がりインセンティブ(誘導)を働かせた」と述べ、また「二〇〇〇年からの民間移行開始を念頭に「実需者に望まれない麦を作ることは今後の麦振興にマイナスだ」と強調している(日本農業新聞六月五日付)。

「新たな麦政策」への不安

以上の検討結果からみると、生産者にとって「新たな麦政策」への不安は大きい。まず第一に「政策大綱」が強調している「実需が望む良品質麦」の実体がどういうものかがよく見てこないことである。例えば、今年の麦価決定において「良品質麦安定供給対策費」の交付対象は、前述のように品種



▲十勝平野の麦収穫風景

別に選別されたが、今後も良品質の基準は品種におかれるのか。また生産者にとっては品質に加えて収穫期が早い、収量が多いなどが優良麦の条件となっているが、実需者の求める良品質麦とはこれと合致するのかどうかなどである。

第一は生産者の手取り額はどうなるのかという問題である。「麦政策大綱」は「実需のある良品質麦の生産者の手取り額は現行より高くなる見込みだ」としているが、逆にいうとこれに該当しない麦の生産者手取り額は現行より低くなることになるのか。また良品質麦についても当初はプレミアムが得られるが、生産コストの低下に伴って、手取り額も引き下げられるのではないかなどである。

これらを総じて、まず実需に対応できる生産適地ないし適格生産者と、そうでない産地ないし生産者とがふるい分けられ、不適地ないし不適格生産者は麦作から離脱する。次の段階では適地ないし適格生産者も手取り額の低下によつて麦作が維持できない状態が出現しないか」ということである。これ

らの不安は、そもそも米麦はわが国の基本食糧であるが、米に続いて麦についても、国家の役割を後退させ、いわゆる「市場原理」に委ねる政策を進めることができあるかどうかの基本問題とも関連がある」とはいうまでもない。



「ランド広島・社長」

掲示板



研究会・研修会等への 報告者・講師の派遣 (平成十年八月～十月)

主 催	地 域 総 合 開 発 計 画 管 理 セ ミ ナ ー	研 修
JJA当別町篠津中央土地改良区	JA、支援（北海道開発局・はまなす財団）	国際協力事業団（JICA）、支援（帯広市他）
平成10年8月27日	平成10年9月7日	平成10年10月16・19日
テーマ ト キ	テーマ ト キ	テーマ ト キ
講演者 北倉 公彦（当研究所・特別参与）	講演者 北倉 公彦（当研究所・特別参与）	講演者 北倉 公彦（当研究所・特別参与）

○「当別町農業者研修会」

主 催	場 経 済 コ ー ス	研 修
JJA当別町篠津中央土地改良区	JA、支援（帯広市他）	国際協力事業団（JICA）、支援（帯広市他）
平成10年8月27日	平成10年10月14・15日	平成10年10月16・19日

農政情報

新農業基本法について答申

「食糧・農業・農村基本問題調査会」（首相の諮問機関）は、九月十七日「国民のための農政」への転換を提言する答申をまとめ小済恵三首相に提出した。

同調査会は二十一世紀農政の指針となる新農業基本法を検討してきたもので、昨年十二月十九日には「答申中間とりまとめ」を発表していたが、今回最終答申を行つたものである。現行の農業基本法は昭和三十六年（一九六一年）制定で、今年で三十七年目になる。

この間に国内的には高度経済成長、又昨今はバブル崩壊等による経済社会の変化、国際的にはWT（世界貿易機関）体制の発足、ガット・ウルグアイラウンドの受託等わが国農業を取り巻く情勢は激変した。このため農地の減少、農家の高齢化、担い手不足など「国内農業の弱体化」に歯止めをかけるため、「国民の視点」に立った食糧・農業・農村政策の再構築を求めたものである。

この外、答申のポイントとして

①国内生産を基本上に総合的な食糧安全保障を確立②食糧自給率目標を生産・消費の指針として設定③農業・農村の多面的機能を十分に發揮④中山間地域へ直接所得補償を導入⑤意欲ある担い手の確保、育成に施策を集中化⑥農業生産法人の一形態に株式会社を追加⑦農産物価格政策に市場原理を一層活用⑧担い手の経営安定に所得確保対策を導入⑨自然循環型の持続的な農法への転換⑩三・五年の政策プログラム化、五年ごとの見直し等である。



DATA FILE

関連事項/DATA

ホクレン農業協同組合連合会

〒060-0004
札幌市中央区北4条西1丁目
☎ 011(232)6108 広報宣伝課

北海道農業開発公社

〒060-0005
札幌市中央区北5条西6丁目
☎ 011(271)2231
農地開発センター内

財団法人賀陽町農業公社

〒716-1100
岡山県上房郡賀陽町大字豊野1-2
☎ 0866(54)0900

北海道拓殖短期大学

〒074-0015
深川市メム4558
☎ 0462(3)4111

「ハイポニカトマト」から考える
一九八五年の筑波万博でトマト
の巨木が展示され注目を集めたこ
とを記憶されている方もいらっしゃ
る事でしょう。一本のトマトの木
(まさに直径二〇センチにもなる
トマトの茎はまさにトマトの木と
いふべき)から幾千ものトマトがた
わに稔っている場面をテレビ等でも盛んに放映して
いた。この「ハイポニカ」トマトの技
術を確立した野沢重雄博士のイン

タビューリ記事で博士は「このトマト
の木を見る度に思うのですが、
そもそも人間が、他の生命体を自
分の都合のいいようにコントロー
ル出来るのは間違っている。
トマトがこれだけの巨木に生長す
ると言う事実は、我々人間の知識
をはるかに越えた高度なメカニズ
ムの存在が証明されたと言うこと
で、こんなすごい能力を持つ生命
体を、人間が支配したりコントロ
ールするなんてできっこない」と
おしゃっている。このような驚異
的な技術を確立した博士の言葉だ
けに説得力がある。

「ハイポニカ」トマトは良く最
近流行の遺伝子工学を駆使したバ
イオテクノロジーの技術の一端と
間違えられるが、博士によると
「トマトの種を植えたときから、
植物にとって最適な条件が与えら
れ続けること、(肥料でも、温度、
湿度でも)いくら成長してもその分
あげるよ」と書いたことが植物が確
認できた時点からその植物の成長
スピードは飛躍的に上がる。

トマトは一例に過ぎないが、植
物にこのような潜在能力が遺伝的

に組み込まれていることは何を意
味するのだろうか。ある科学雑誌

植物がいくらでも成長できる、
動物が能力を存分に發揮できる、
素晴らしい環境で生物が伸び伸び
と暮らす、そういう将来は来る

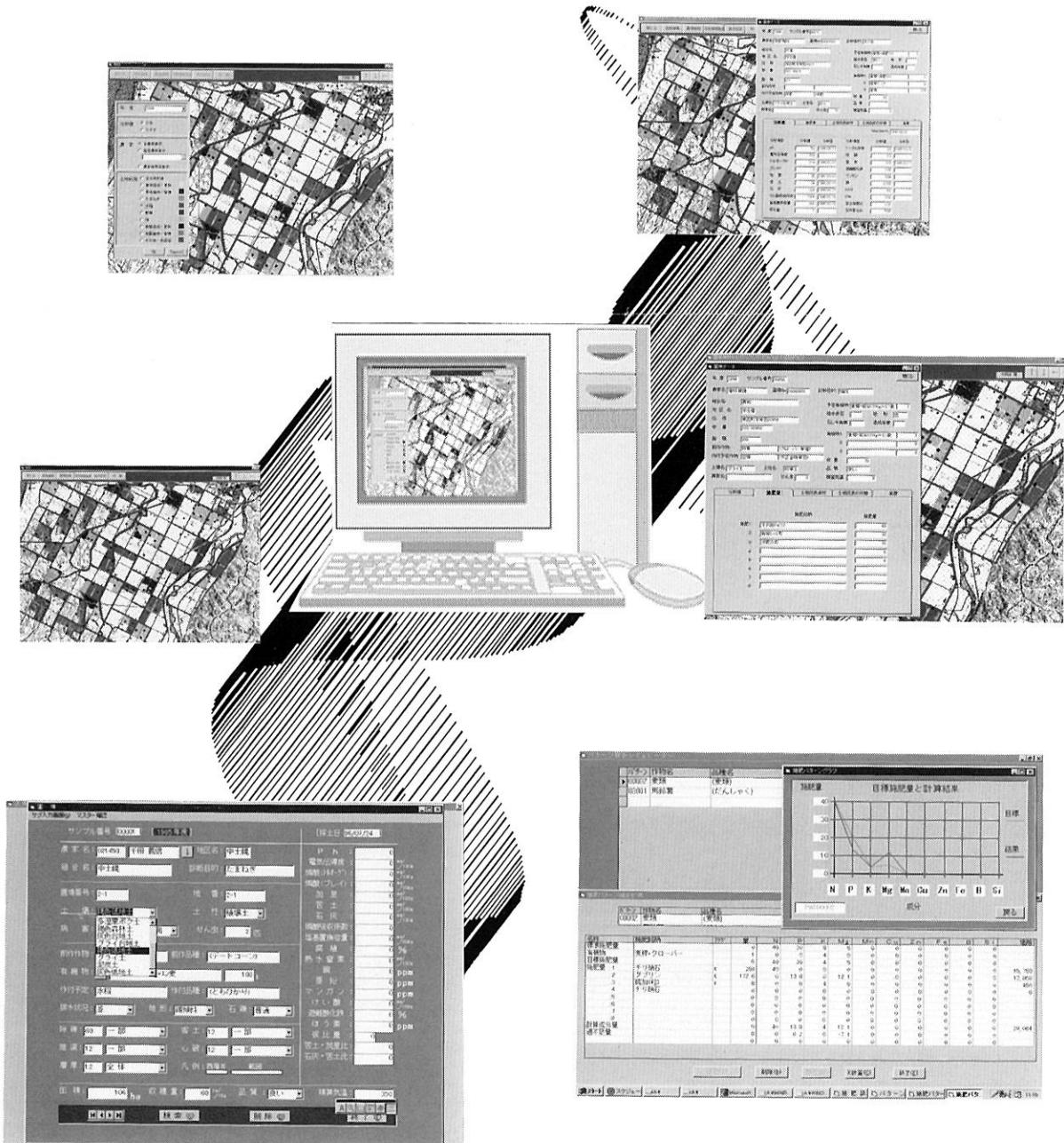
たが、人間は他の動物とは圧倒的
に異なる知的能力を持っている。
①絵を描いて自分の感情を表現す
る能力②言語を組み立てて意志を
伝達する能力③現在、過去、未来
と言った時の概念④自己の認識、
と言った能力の事例をあげて説明
していたが、確かにアシカが口に
くわえて描く絵が自己的表現とは
思えないし、我が家窓ガラスに
ぶつかって来る「シメ」という渡
り鳥は窓ガラスに映る自分の姿を
敵と見なして攻撃している事が理
解できる。

その雑誌では人間は、その一生
の中に自分の持つ脳の一万分の一
しか使っていないことである。
このような生物の持っている潜在
能力は何を意味するのだろうか?
適者生存、弱肉強食と言った生
存競争の中で、偶然が支配する進
化で生き残った生物が、このよう
なゆとりある能力を持つものだろ
うか?

(P.S.)

地図とデータベースカドッキング 圃場情報管理システム

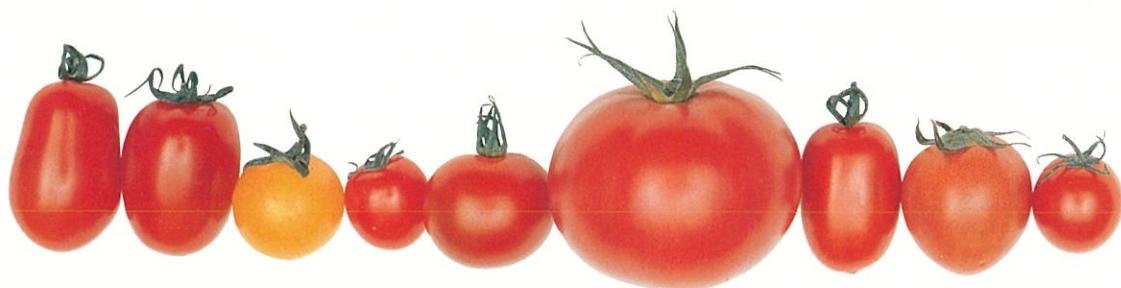
圃場のデータ管理はこれで完璧!!



株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F
☎(011)865-8272 FAX(011)865-6596

最近食べた いちばんおいしいもののつて 何ですか。



旅先で出会った郷土料理を思い浮かべる人。今日の朝ごはんと即答する人。あるいは、家庭菜園の手づくり野菜だつたり。「いちばんのおいしさ」は人それぞれですが、ホクレンにもおいしさへのこだわりがあります。どんなに時代が変わつても、クリーンな自然環境とこの豊かな大地に根ざし、安全で安心なおいしさをお届けすること。「いちばんのおいしさ」のために今日も一生懸命。北海道のホクレンです。

